

令和6年3月21日

令和5年度第12回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和5年度第12回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 松本市教育委員会職員の職及び職種名に関する規則の一部改正について
- 第2号 松本市教育委員会組織規則の一部改正について
- 第3号 松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則の一部改正について
- 第4号 松本市教育委員会職員の職の兼務に関する規程の一部改正について
- 第5号 松本市立小中学校小規模特認校への通学支援実施要綱の一部改正について
- 第6号 松本市インクルーシブセンター設立準備委員会設置要綱の廃止について
- 第7号 地区公民館長の任命について【非公開】
- 第8号 松本市学校運営協議会委員及び地域学校協働活動推進員の委嘱について【非公開】
- 第9号 松本市図書館条例施行規則の一部改正について
- 第10号 史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会設置要綱の廃止について
- 第11号 史跡松本城整備基本計画策定委員会設置要綱の廃止について
- 第12号 松本市登録文化財の登録について
- 追加 第13号 学都松本子ども読書活動推進委員会設置要綱の一部改正について

[報告]

- 第1号 令和6年松本市議会2月定例会の結果について
- 第2号 令和5年度教育委員会各課事務事業報告について
- 第3号 並柳小学校における器物破損事案について
- 第4号 各種学校への補助金交付に関わる視察調査結果について【非公開】

[その他]

議案第 1 号

松本市教育委員会職員の職及び職種名に関する規則の一部改正について

1 趣旨

令和5年度行政改革における組織体制の見直し等に伴い、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 主な改正内容

- (1) 教育研修センターに指導主事を置く。
- (2) 学校支援室に学校支援室次長及びインクルーシブ教育推進員を置く。
- (3) 必要に応じて置く職に課課長を追加する。
- (4) 担当課長、課課長、学校支援室次長及びインクルーシブ教育推進員の職員の区分及び職務内容について規定する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和6年4月1日

担当 教育政策課

課長 小西 えみ

電話 33-3980

松本市教育委員会職員の職及び職種名に関する規則（昭和50年教育委員会規則第8号）新旧対照表

改正前

○松本市教育委員会職員の職及び職種名に関する規則

昭和50年4月25日
教育委員会規則第8号

[略]

別表第1（第3条関係）

(1) 事務局

第1欄	第2欄	第3欄	
[略]			
附属施設	教育研修センター	教育研修センター長	参事
	[略]		
	学校支援室	学校支援室長	参事
		主任指導主事	主幹 主査
		指導主事	主査
	[略]		
[略]			

上記のほか、必要に応じ次の職を置く。

第1欄	第2欄	第3欄
[略]		
課	課長補佐	主幹 主査
	課係長	主査

[略]

別表第2（第3条関係）

改正後

○松本市教育委員会職員の職及び職種名に関する規則

昭和50年4月25日
教育委員会規則第8号

[同左]

別表第1（第3条関係）

(1) 事務局

第1欄	第2欄	第3欄	
[同左]			
附属施設	教育研修センター	教育研修センター長	参事
		指導主事	主査
	[同左]		
	学校支援室	学校支援室長	参事
		学校支援室次長	主幹
		主任指導主事	主幹 主査
インクルーシブ教育推進員		主査	
指導主事		主査	
[同左]			
[同左]			

上記のほか、必要に応じ次の職を置く。

第1欄	第2欄	第3欄
[同左]		
課	課課長	主幹
	課長補佐	主幹 主査
	課係長	主査

[同左]

別表第2（第3条関係）

職務職名	職員の区分
教育次長、課長、館長、館課長、所長、課長補佐、館長補佐、係長、課係長、主査、主査補、主任、主事、技師	事務職員 技術職員 専門職員
教育監、教育研修センター長、学校支援室長、主任指導主事、指導主事、園長、教諭、助教諭	教育職員
[略]	

別表第3（第4条関係）

職務職名	職層職名	職務内容
[略]		
課長	参事	高度な知識経験に基づき困難な業務を行う職務
館長	主幹	
館課長		
園長		
教育研修センター長	主幹	高度な知識経験又は専門的知識に基づく困難な業務を行う職務
学校支援室長	参事	
[略]		
主査	主査	比較的高度な知識経験に基づき困難な業務を行う職務
指導主事		
主査補	主査補	
主任	主任	
[略]		

職務職名	職員の区分
教育次長、課長、 <u>担当課長、課課長、学校支援室次長</u> 、館長、館課長、所長、課長補佐、館長補佐、係長、課係長、主査、主査補、主任、主事、技師	事務職員 技術職員 専門職員
教育監、教育研修センター長、学校支援室長、主任指導主事、 <u>インクルーシブ教育推進員</u> 、指導主事、園長、教諭、助教諭	教育職員
[同左]	

別表第3（第4条関係）

職務職名	職層職名	職務内容
[同左]		
課長	参事	高度な知識経験に基づき困難な業務を行う職務
<u>担当課長</u>	主幹	
<u>課課長</u>		
館長		
館課長		高度な知識経験又は専門的知識に基づく困難な業務を行う職務
園長		
教育研修センター長	主幹	高度な知識経験又は専門的知識に基づく困難な業務を行う職務
学校支援室長	参事	
<u>学校支援室次長</u>	<u>主幹</u>	
[同左]		
主査	主査	比較的高度な知識経験に基づき困難な業務を行う職務
指導主事		
<u>インクルーシブ教育推進員</u>		
主査補	主査補	
主任	主任	
[略]		

教 育 委 員 会 資 料
6 . 3 . 2 1
教 育 政 策 課

議案第 2 号

松本市教育委員会組織規則の一部改正について

1 趣旨

教育委員会職員の職の設置について必要な事項を定めるため、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 主な改正内容

必要に応じて置く長等に、担当課長及び課課長を追加し、現状に即した内容とするもの

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行期日

令和6年4月1日

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980

松本市教育委員会組織規則（昭和34年教育委員会規則第12号）新旧対照表

改正前			改正後		
○松本市教育委員会組織規則			○松本市教育委員会組織規則		
昭和34年4月1日			昭和34年4月1日		
教育委員会規則第12号			教育委員会規則第12号		
[略]			[同左]		
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）		
(1) [略]			(1) [同左]		
(2) 担当を置かない教育機関			(2) 担当を置かない教育機関		
教育機関			教育機関		
松本市小学校、中学校条例（昭和39年条例第38号）第2条に規定する小学校及び中学校			松本市 <u>立</u> 小学校、中学校条例（昭和39年条例第38号）第2条に規定する小学校及び中学校		
[略]			[同左]		
[略]			[同左]		
別表第5（第3条関係）			別表第5（第3条関係）		
組織	長等	職務	組織	長等	職務
課等	課長	[略]	事務局	担当	<u>緊急かつ重要な懸案課題を処理するため、教育次長又は教育監が指示する特命事項に係る事務の管理及び所属職員の指揮監督</u>
	事務代行			課長	
	課長補佐	課長等の補佐及びその命による課等の事務処理		課長	
[略]			[同左]		
課等	課長	[同左]	課等	課長	[同左]
	事務代行			事務代行	
	課長	課長等又は担当課長の補佐及びその命による課等の事務処理		課長	課長
[同左]			[同左]		
備考 [略]			備考 [同左]		

教 育 委 員 会 資 料
6 . 3 . 2 1
教 育 政 策 課

議案第 3 号

松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則の一部改正について

1 趣旨

教育次長及び担当課長の専決の事柄について必要な事項を定めるため、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 主な改正内容

- (1) 教育次長専決の事柄に、指定管理者との基本協定及び年度協定の締結についての事柄を追加する。
- (2) 担当課長専決の事柄について、必要な事項を定める。

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行期日

令和6年4月1日

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980

松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則（昭和34年教育委員会規則第4号）新旧対照表

改正前	改正後
○松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則	○松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則
昭和34年3月30日 教育委員会規則第4号	昭和34年3月30日 教育委員会規則第4号
目次	目次
第1章 [略]	第1章 総則 [同左]
第2章 [略]	第2章 委任 [同左]
第3章 専決（第4条—第29条）	第3章 専決（第4条— <u>第30条</u> ）
第4章 代決（ <u>第30条</u> —第34条）	第4章 代決（ <u>第31条</u> —第34条）
[略]	[同左]
（専決できない共通の事案）	（専決できない共通の事案）
第4条 教育次長、教育監、課長等、教育研修センター長及び学校支援室長は、次に掲げる事案を専決することができない。	第4条 教育次長、教育監、課長等、 <u>担当課長</u> 、教育研修センター長及び学校支援室長は、次に掲げる事案を専決することができない。
(1)～(6) [略]	(1)～(6) [同左]
[略]	[同左]
（教育次長及び教育監の共通専決の事柄）	（教育次長及び教育監の共通専決の事柄）
第6条 教育次長及び教育監は、次に掲げる事案を専決することができる。	第6条 教育次長及び教育監は、次に掲げる事案を専決することができる。
(1) [略]	(1) [同左]
(2) 課長等、教育研修センター長及び学校支援室長の市内出張命令、市外出張命令及び復命についての事柄	(2) 課長等、 <u>担当課長</u> 、教育研修センター長及び学校支援室長の市内出張命令、市外出張命令及び復命についての事柄
(3) 課長等、教育研修センター長及び学校支援室長の休暇等の承認等についての事柄	(3) 課長等、 <u>担当課長</u> 、教育研修センター長及び学校支援室長の休暇等の承認等についての事柄
(4) [略]	(4) [同左]
(5) 課長等、教育研修センター長及び学校支援室長の勤務時間を割り振らない日（以下「週休日」という。）及び勤務時間の割振りについての事柄	(5) 課長等、 <u>担当課長</u> 、教育研修センター長及び学校支援室長の勤務時間を割り振らない日（以下「週休日」という。）及び勤務時間の割振りについての事柄
(6)～(9) [略]	(6)～(9) [同左]
（教育次長専決の事柄）	（教育次長専決の事柄）
第7条 教育次長は、次に掲げる事案を専決す	第7条 教育次長は、次に掲げる事案を専決す

ることができる。 (1)～(3) [略] [略] (課長等、教育研修センター長及び学校支援室長共通専決の事柄) 第9条 課長等、教育研修センター長及び学校支援室長は、次に掲げる事案を専決することができる。 (1)～(16) [略] [略] 第21条～第30条 [略] (教育次長及び教育監不在のときの事案の代決) 第31条 教育次長及び教育監が不在であるときは、所管課長等、教育研修センター長、学校支援室長又は園長がその事案を代決する。 (課長等、教育研修センター長及び学校支援室長不在のときの代決) 第32条 課長等、教育研修センター長及び学校支援室長が不在のときは、課長補佐及び主任指導主事が、課長等、教育研修センター長、学校支援室長、課長補佐及び主任指導主事がともに不在のときは、主管の係長等がその事案を代決する。 (代決できる事案の範囲) 第33条 [略] (後閲) 第34条 [略]	ることができる。 (1)～(3) [同左] <u>(4) 指定管理者との基本協定及び年度協定の締結についての事柄</u> [同左] (課長等、<u>担当課長</u>、教育研修センター長及び学校支援室長共通専決の事柄) 第9条 課長等、<u>担当課長</u>、教育研修センター長及び学校支援室長は、次に掲げる事案を専決することができる。 (1)～(16) [同左] [同左] <u>(担当課長専決の事柄)</u> <u>第21条 担当課長は、第10条から前条までに掲げるそれぞれの所管課長の専決事案のうち、別に定める特命指示書に係る事案についての事柄を専決することができる。</u> <u>第22条～第31条</u> [同左] (教育次長及び教育監不在のときの事案の代決) <u>第32条</u> 教育次長及び教育監が不在であるときは、所管課長等、<u>担当課長</u>、教育研修センター長、学校支援室長又は園長がその事案を代決する。 (課長等、<u>担当課長</u>、教育研修センター長及び学校支援室長不在のときの<u>事案</u>の代決) <u>第33条</u> 課長等、<u>担当課長</u>、教育研修センター長及び学校支援室長が不在のときは、課長補佐及び主任指導主事が、課長等、<u>担当課長</u>、教育研修センター長、学校支援室長、課長補佐及び主任指導主事がともに不在のときは、主管の係長等がその事案を代決する。 (代決できる事案の範囲) <u>第34条</u> [同左] (後閲) <u>第35条</u> [同左]
--	--

教 育 委 員 会 資 料
6 . 3 . 2 1
教 育 政 策 課

議案第 4 号

松本市教育委員会職員の職の兼務に関する規程の一部改正について

1 趣旨

旧司祭館及び高橋家住宅に係る業務の担当の明確化及び令和5年度行政改革における組織体制の見直しに伴い、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 主な改正内容

- (1) 館長の置かれていない旧司祭館及び高橋家住宅の職員の指揮監督及び所掌事務の処理は、本来、博物館長の職務ですが、平成26年度頃から隣にある国宝旧開智学校校舎の館長が行っており、現状に即した内容とするもの
 ア 国宝旧開智学校校舎館長は、旧司祭館館長及び高橋家住宅館長の職を命ぜられたものとする。
 イ 国宝旧開智学校校舎の職員は、旧司祭館及び高橋家住宅の業務を担当するものとする。
- (2) 令和6年度、教育文化センター内に所長が不在となることから、教育政策課長が教育文化センター所長の事務取扱を命ぜられたものとする。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和6年4月1日

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980

松本市教育委員会職員の職の兼務に関する規程（平成8年教育委員会訓令甲第1号）新旧対照表

改正前	改正後																		
○松本市教育委員会職員の職の兼務に関する規程 平成8年3月29日 教育委員会訓令甲第1号 [略] (兼務) 第2条 別表第1左欄に掲げる職を命ぜられた者は、当該命ぜられている期間中、兼ねて当該右欄の職を命ぜられたものとする。 2 別表第2左欄に掲げる課等に勤務を命ぜられた者（当該勤務を命ぜられた課等において、同欄に掲げる係の業務を担当する者を含む。）は、当該命ぜられている期間中、当該右欄に掲げる課等に任務を命ぜられたものとし、又は当該任務を命ぜられたものとされる課等において、同欄に掲げる係の業務を担当するものとする。 3 別表第3左欄に掲げる職を命ぜられた者は、当該命ぜられている期間中、兼ねて当該右欄の職の事務取扱を命ぜられたものとする。 別表第1（第2条関係） <table> <tr> <th>職</th><th>職</th></tr> <tr> <td>生涯学習課社会教育推進担当係長</td><td>中央公民館事業担当係長</td></tr> <tr> <td>同 施設整備担当係長</td><td>同 管理担当係長</td></tr> <tr> <td>同 あがたの森文化会館長</td><td>博物館旧制高等学校記念館長</td></tr> </table> 別表第2（第2条関係）	職	職	生涯学習課社会教育推進担当係長	中央公民館事業担当係長	同 施設整備担当係長	同 管理担当係長	同 あがたの森文化会館長	博物館旧制高等学校記念館長	○松本市教育委員会職員の職の兼務に関する規程 平成8年3月29日 教育委員会訓令甲第1号 [同左] (兼務) 第2条 別表第1左欄に掲げる職を命ぜられた者は、当該命ぜられている期間中、兼ねて当該右欄の職を命ぜられたものとする。 2 別表第2左欄に掲げる課等に勤務を命ぜられた者（当該勤務を命ぜられた課等において、同欄に掲げる係の業務を担当する者を含む。）は、当該命ぜられている期間中、当該右欄に掲げる課等に任務を命ぜられたものとし、又は当該任務を命ぜられたものとされる課等において、同欄に掲げる係の業務を担当するものとする。 3 別表第3左欄に掲げる職を命ぜられた者は、当該命ぜられている期間中、兼ねて当該右欄の職の事務取扱を命ぜられたものとする。 別表第1（第2条関係） <table> <tr> <th>職</th><th>職</th></tr> <tr> <td>生涯学習課社会教育推進担当係長</td><td>中央公民館事業担当係長</td></tr> <tr> <td>同 施設整備担当係長</td><td>同 管理担当係長</td></tr> <tr> <td>同 あがたの森文化会館長</td><td>博物館旧制高等学校記念館長</td></tr> <tr> <td>博物館国宝旧開智学校校舎館長</td><td>博物館旧司祭館館長 同 高橋家住宅館長</td></tr> </table> 別表第2（第2条関係）	職	職	生涯学習課社会教育推進担当係長	中央公民館事業担当係長	同 施設整備担当係長	同 管理担当係長	同 あがたの森文化会館長	博物館旧制高等学校記念館長	博物館国宝旧開智学校校舎館長	博物館旧司祭館館長 同 高橋家住宅館長
職	職																		
生涯学習課社会教育推進担当係長	中央公民館事業担当係長																		
同 施設整備担当係長	同 管理担当係長																		
同 あがたの森文化会館長	博物館旧制高等学校記念館長																		
職	職																		
生涯学習課社会教育推進担当係長	中央公民館事業担当係長																		
同 施設整備担当係長	同 管理担当係長																		
同 あがたの森文化会館長	博物館旧制高等学校記念館長																		
博物館国宝旧開智学校校舎館長	博物館旧司祭館館長 同 高橋家住宅館長																		

課等	課等
生涯学習課社会教育推進担当	中央公民館事業担当
同 施設整備担当	同 管理担当
同 あがたの森文化会館	中央図書館あがたの森図書館 博物館旧制高等学校記念館
同 青少年ホーム	中央公民館松南地区公民館 中央図書館南部図書館
中央公民館	中央公民館Mウイング文化センター
同 鎌田地区公民館	中央図書館鎌田図書館
同 松南地区公民館	生涯学習課青少年ホーム 中央図書館南部図書館
同 島内公民館	中央図書館島内図書館
同 寿台公民館	同 寿台図書館
同 本郷公民館	同 本郷図書館
中央図書館南部図書館	中央公民館松南地区公民館 生涯学習課青少年ホーム
同 あがたの森図書館	生涯学習課あがたの森文化会館 博物館旧制高等学校記念館
同 鎌田図書館	中央公民館鎌田地区公民館
同 寿台図書館	中央公民館寿台公民館
同 本郷図書館	同 本郷公民館
同 島内図書館	中央公民館島内公民館
博物館旧制高等学校記念館	生涯学習課あがたの森文化会館 中央図書館あがたの森図書館

課等	課等
生涯学習課社会教育推進担当	中央公民館事業担当
同 施設整備担当	同 管理担当
同 あがたの森文化会館	中央図書館あがたの森図書館 博物館旧制高等学校記念館
同 青少年ホーム	中央公民館松南地区公民館 中央図書館南部図書館
中央公民館	中央公民館Mウイング文化センター
同 鎌田地区公民館	中央図書館鎌田図書館
同 松南地区公民館	生涯学習課青少年ホーム 中央図書館南部図書館
同 島内公民館	中央図書館島内図書館
同 寿台公民館	同 寿台図書館
同 本郷公民館	同 本郷図書館
中央図書館南部図書館	中央公民館松南地区公民館 生涯学習課青少年ホーム
同 あがたの森図書館	生涯学習課あがたの森文化会館 博物館旧制高等学校記念館
同 鎌田図書館	中央公民館鎌田地区公民館
同 寿台図書館	中央公民館寿台公民館
同 本郷図書館	同 本郷公民館
同 島内図書館	中央公民館島内公民館
博物館旧制高等学校記念館	博物館 国宝旧開智学校校舎 同 高橋家住宅
博物館旧制高等学校記念館	生涯学習課あがたの森文化会館 中央図書館あがたの森図書館

別表第3（第2条関係）

職	職
中央公民館長	中央公民館Mウイング 文化センター館長

別表第3（第2条関係）

職	職
中央公民館長	中央公民館Mウイング 文化センター館長
<u>教育政策課長</u>	<u>教育文化センター所長</u>

議案第 5 号

松本市立小中学校小規模特認校への通学支援実施要綱の一部改正について

1 趣旨

小規模特認校の安曇小中学校において、区域外から通学する児童生徒への通学支援として実施するスクールタクシーの利用料を改定することについて協議するものです。

2 改正内容

- (1) 児童の月額利用料を、1, 500円から2, 250円に改める。
- (2) 生徒の月額利用料を、3, 000円から4, 500円に改める。

3 経過

4. 4. 1 ~ 安曇小中学校で小規模特認校制度による転入学者を受入れ
6. 1 ~ 通学支援を開始
5. 1 1. 適正な利用料について検討を開始
6. 1. 2 5 安曇中学校利用者説明会を開催
2. 1 3 安曇小学校利用者説明会を開催

4 改正理由

利用者の増加及びタクシー運賃の高騰により事業費が増大していることから、利用料の適正化を図るもの。

5 新旧対照表

別紙のとおり

6 施行期日

令和6年4月1日

担当 教育政策課
課長 小西 えみ
電話 33-3980

松本市立小中学校小規模特認校への通学支援実施要綱（令和４年教育委員会告示第１４号）新旧対照表

改正前	改正後
○松本市立小中学校小規模特認校への通学支援実施要綱 令和４年３月２４日 教育委員会告示第１４号 （略） （利用料） 第７条 利用保護者は、スクールタクシーの運行に要する経費の一部（以下「利用料」という。）を負担しなければならない。 ２ 利用料は、利用日数にかかわらず、児童は月額<u>１，５００</u>円、生徒は月額<u>３，０００</u>円とし、８月分の利用料は負担しないものとする。 ３ 利用の中止による利用料の日割りは、行わないものとする。	○松本市立小中学校小規模特認校への通学支援実施要綱 令和４年３月２４日 教育委員会告示第１４号 （略） （利用料） 第７条 利用保護者は、スクールタクシーの運行に要する経費の一部（以下「利用料」という。）を負担しなければならない。 ２ 利用料は、利用日数にかかわらず、児童は月額<u>２，２５０</u>円、生徒は月額<u>４，５００</u>円とし、８月分の利用料は負担しないものとする。 ３ 利用の中止による利用料の日割りは、行わないものとする。

教育委員会資料
6. 3. 21
学校教育課

議案第 6 号

松本市インクルーシブセンター設立準備委員会設置要綱の廃止について

1 趣旨

松本市インクルーシブセンター開設の決定に伴い、松本市インクルーシブセンター設立準備委員会設置要綱（令和4年教育委員会告示第30号）を廃止するものです。

2 経過

- R4. 7. 28 本委員会設置要綱を施行
- R4. 9. 20 第1回委員会を開催（令和5年11月21日まで計6回開催）
- R5. 11. 24～ （仮称）松本市発達障がい児等の支援に関する条例の骨子（案）に対するパブリックコメントを実施（12月25日まで）
- R6. 3. 5 2月定例会に条例（案）を提出し、議決

3 設置要綱

別紙のとおり

4 施行期日

令和6年4月1日

担当

学校教育課 課長 清沢 卓子
 学校支援室 室長 坂口 俊樹
 電話 33-4397



○松本市インクルーシブセンター設立準備委員会設置要綱

令和4年7月26日
教育委員会告示第30号

(目的)

第1条 この要綱は、特別支援教育の推進を図るため、教育、医療、福祉等の関係機関が連携し、子どもや保護者等を支える松本市インクルーシブセンター（以下「センター」という。）の早期設立の実現に向け、松本市インクルーシブセンター設立準備委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの設立に関すること。
- (2) センターの役割及び在り方に関すること。
- (3) センターの機能に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 有識者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からセンターが設立される日までの間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年7月28日から施行する。

附 則（令和4年12月22日教育委員会告示第1005号）

この告示は、令和4年12月22日から施行する。

議案第 9 号

図書館条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

視聴覚資料（CD・DVD・ビデオ）の貸出点数・期間の見直しに伴い、
所要の改正をすることについて協議するものです。

2 改正内容

(1) DVD・ビデオの貸出・予約点数

1回あたりの貸出・予約上限点数を、3点から5点に変更

(2) 視聴覚資料の貸出期間

同じ資料を続けて借りることができるように変更（最長4週間まで）

(3) 表記の修正

庁内の文書作成規則に則り修正

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和6年4月1日

担当 中央図書館

館長 藤森 千穂

電話 32-0099

松本市図書館条例施行規則（昭和52年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正前	改正後
第3条第6項（個人貸出） 6 資料の個人貸出しは、1人10冊（点）までとする。ただし、10冊（点）のうち視聴覚資料は5点までとし、そのうち映像資料は3点までとする。 第3条の4第2項（個人貸出資料の予約） 9 教育委員会は、貸出期間延長の申出があったときは、予約された資料又は視聴覚資料である場合を除き、2週間以内に限り1回のみこれを認めることができる。ただし、貸出期間が経過した後に申出があったときは、貸出日から4週間以内を限度として延長を認めることができる。 第11条第5項（団体用貸出文庫） 5 同一資料の貸出期間は6ヵ月以内、貸出冊数は1回500冊（点）以内とし、そのうち児童向け文庫の貸出期間は3ヵ月以内とする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、この限りでない。 様式第1号（利用者カード交付申請書） （<u>あて先</u>）松本市教育委員会 太枠の中にご記入の<u>うえ</u> <u>フリガナ</u> (1)から(5)のいずれかに丸をし 通学・通勤先（住所、名称）が<u>わかる</u> 様式第3号（資料予約カード） （<u>あて先</u>）松本市教育委員会 <u>フリガナ</u> 様式第4号（資料複写申込書） （<u>あて先</u>）松本市教育委員会 様式第5号（団体貸出文庫利用申請書） （<u>あて先</u>）松本市教育委員会 様式第6号（やまびこ文庫利用申請書） （<u>あて先</u>）松本市教育委員会	6 資料の個人貸出しは、1人10冊（点）までとする。ただし、10冊（点）のうち視聴覚資料は5点までとし、そのうち映像資料は3点までとする。 9 教育委員会は、貸出期間延長の申出があったときは、予約された資料又は視聴覚資料である場合を除き、2週間以内に限り1回のみこれを認めることができる。ただし、貸出期間が経過した後に申出があったときは、貸出日から4週間以内を限度として延長を認めることができる。 5 同一資料の貸出期間は6<u>か</u>月以内、貸出冊数は1回500冊（点）以内とし、そのうち児童向け文庫の貸出期間は3<u>か</u>月以内とする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、この限りでない。 （<u>宛先</u>）松本市教育委員会 太枠の中にご記入の<u>上</u> <u>ふりがな</u> (1)から(5)<u>までの</u>いずれかに丸をし 通学・通勤先（住所、名称）が<u>分かる</u> （<u>宛先</u>）松本市教育委員会 <u>ふりがな</u> （<u>宛先</u>）松本市教育委員会 （<u>宛先</u>）松本市教育委員会 （<u>宛先</u>）松本市教育委員会

議案第 10 号

史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会設置要綱の廃止について

1 趣旨

史跡小笠原氏城跡整備基本計画の策定に伴い、史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会設置要綱（令和4年9月29日教育委員会告示第36号。以下、「設置要綱」という。）を廃止するものです。

2 経過

4. 9. 29 設置要綱を施行

12. 8 第1回史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会を開催（令和6年2月16日まで計5回開催）

6. 2. 29 教育委員会において史跡小笠原氏城跡整備基本計画を策定

3 設置要綱

別紙のとおり

4 施行期日

教育委員会議決日



担当 文化財課

課長 竹原 学

電話 34-3292

○史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会設置要綱

令和4年9月29日
教育委員会告示第36号

(目的)

第1条 この要綱は、史跡小笠原氏城跡の保存活用及び整備の指針となる史跡小笠原氏城跡整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）を策定するため、史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 整備基本計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域関係者
- (2) 有識者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から整備基本計画が策定される日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

教育委員会資料
6. 3. 21
文化財課

議案第 11 号

史跡松本城整備基本計画策定委員会設置要綱の廃止について

1 趣旨

史跡松本城整備基本計画の策定に伴い、史跡松本城整備基本計画策定委員会設置要綱（令和4年3月24日教育委員会告示第9号。以下、「設置要綱」という。）を廃止するものです。

2 経過

- 4. 4. 1 設置要綱を施行
- 5. 1 7 第1回史跡松本城整備基本計画策定委員会を開催
（令和6年2月19日まで計7回開催）
- 6. 2. 29 教育委員会において史跡松本城整備基本計画を策定

3 設置要綱

別紙のとおり

4 施行期日

教育委員会議決日



担当	文化財課城郭整備担当
課長	竹内 靖長
電話	31-3369

○史跡松本城整備基本計画策定委員会設置要綱

令和4年3月24日

教育委員会告示第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、史跡松本城の現状と課題を把握し、将来に向けて良好な状態で後世に引き継いでいくための適切な整備を図る計画（以下「整備基本計画」という。）を策定するため、史跡松本城整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 整備基本計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、松本城、史跡その他文化財に関し、優れた見識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から整備基本計画が策定される日までの間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(指導助言者)

第7条 委員会に、必要に応じ、指導助言者を置くことができる。

- 2 指導助言者は、第2条に掲げる事項に対して指導、助言を行う。
- 3 指導助言者は、関係機関等の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 12 号

松本市登録文化財の登録について

1 趣旨

令和5年11月29日付教育委員会諮問第3号で松本市文化財審議委員会に諮問し、令和6年3月6日に答申のあった下記について、松本市文化財保護条例に基づき、松本市登録文化財として登録するものです。

2 登録する文化財

(1) 名称・区分・所在地

名 称	区 分	所在地
い はらしつ き せんもんてんてん ぼけんおも や 伊原漆器専門店店舗兼主屋	登録文化財	中央二丁目469-1
旧竹内 ^{どりようこう} 度量衡店店舗兼主屋（松本市 はかり資料館 第一展示室）西棟	登録文化財	中央三丁目434
旧竹内度量衡店店舗兼主屋（松本市 はかり資料館 第一展示室）東棟	登録文化財	中央三丁目433
旧竹内度量衡店蔵座敷 （松本市はかり資料館 第二展示室）	登録文化財	中央三丁目436

(2) 登録理由

物件概要書のとおり

(3) 適用条文

松本市文化財保護条例第6条、同条例施行規則第4条第1項

3 答申書（写）

別紙のとおり



担当	文化財課
課長	竹原 学
電話	34-3292

松本市登録文化財概要書

- 1 名 称 伊原漆器専門店店舗兼主屋
- 2 所 在 地 松本市中央二丁目 4 6 9 - 1
- 3 所 有 者 個人

4 物件の概要

員 数 1 棟
年 代 明治後期
構造・形式等 木造 2 階建 切妻造 棧瓦葺 建築面積 6 6 m²
内 容

本物件は、松本城下町の中町通りの中央に位置し、中町通りに南面する。

現在の建物は、土蔵造りで、外壁は黒漆喰の仕上げ、腰壁は海鼠壁とする。切石積基礎の上に設けられている。

2 階南側の窓及び北側外壁の開口部には、当初はブリキを張った防火戸が用いられており、現在も防火戸が残されている。南面屋根には特徴的な尖った海鼠と波型の漆喰の丁寧な細工が施されている。

内部は 1 階が店舗、中 2 階、2 階、中 3 階が物置となっており、漆器店初期には、中 2 階、中 3 階で漆器職人が作業していたと伝わる。小屋梁の一部は斜めに架けられている特徴がある。

本物件は明治 2 1 年極楽寺の大火以降に建てられたが、建て主及び当初の用途は不明である。明治 4 0 年に伊原漆器専門店は、当時飯田町（現在：飯田市）で漆器商・近江屋を営んでいた伊原五郎兵衛からのれん分けし、現店主の曾祖父にあたる佐々木小太郎が近江屋伊原支店として創業し、現在も漆器店を営んでいる。

昭和 3 4 年台風 7 号による女鳥羽川氾濫後に土間のかさ上げ、その後、店舗北側一部の増築、平成 2 3 年の松本地震による瓦修理、柱梁補強が行われている。

通常望見できる範囲

南面全体と、北面一部を望見することができる。

松本市近代遺産への登録状況

平成 2 8 年 8 月 2 日登録（登録番号：2 8 - 6 4）

5 登録理由及び根拠

登録基準

1 歴史的景観に寄与しているもの

登録理由

本物件は、中町の中央に位置する黒漆喰と屋根の漆喰が特徴的な土蔵造りの町屋である。明治 2 1 年の大火以降に建てられた、耐火を意識した特徴がよくあらわれた中町を代表する建物である。当時の姿がよく残されており、まちなみの歴史的景観に寄与している。

6 その他参考となる資料

『近代松本地図集成』

平成 2 8 年度 松本近代遺産調査業務委託成果品



位置図



伊原漆器専門店店舗兼主屋
（南から）



伊原漆器専門店店舗兼主屋
（南東から）

松本市登録文化財概要書

- 1 名 称 旧竹内^{どりょうこう}度量衡店店舗兼主屋（松本市はかり資料館 第一展示室）西棟
- 2 所在地 松本市中央三丁目 4 3 4
- 3 所有者 松本市
- 4 物件の概要

員 数 1 棟

年 代 明治 2 1 年

構造・形式等 木造 2 階建 切妻造 棧瓦葺 建築面積 5 8 m²

内 容

本物件は、松本城下町の中町通りの東側に位置し、中町通りに南面する。

現在の建物は、土蔵造りで外壁は白漆喰の仕上げ、正面に塗り込めの袖壁を設け、腰壁は海鼠壁とする。建物の範囲は正面に向かって左から間口 2 間半の部分であり、半間の土間をはさんで東棟と接続している。

内部は、1 階を展示室と事務室、2 階を物置として利用しており、当初の間取りは手前からミセ、オエ、ザシキを配す一般的な間取りであった。オエ上部には斜めに掛ける梁を菱形に組み、梁組の剛性高める工夫がされているのが特徴的である。

建設年は、小屋梁の墨書から明治 2 1 年 9 月であると考えられる。中町では明治 2 1 年 1 月 4 日に大火があり、直後に長野県が公布した家屋築造制限法のもと、土蔵造町家の建設が進められていた。現存する建物はこうした歴史を伝えるものである。

竹内度量衡店は、伊那市出身の田中敬一郎が東京のはかり屋で修業し、暖簾分けをして明治 3 5 年に創業した、はかりの製造販売を営んだ店舗である。製糸業が盛んであった松本において、繭の計量をはじめ、雌雄の選別などはかりは欠かせないものであった。平成元年から、はかりを中心にした資料館として現在にいたる。

当初の外壁は黒漆喰、昭和初期に東棟との間の壁を取り払ったと考えられる。平成元年、平成 2 3 年に改修を行っている。

通常望見できる範囲

南面及び西面、北面、東面を望見することができる。

松本市近代遺産への登録状況

令和 4 年 2 月 2 8 日登録（登録番号：3 - 3 - 1）

5 登録理由及び根拠

登録基準

1 歴史的景観に寄与しているもの

登録理由

本物件は、中町の東側に位置する明治 2 1 年の大火直後に建てられた、耐火を意識した特徴がよくあらわれた中町を代表する土蔵造りの町屋である。改変は経ているものの、当時の造りや間取りがよく残されており、まちなみの歴史的景観に寄与している。

6 その他参考となる資料

平成 2 9 年 調査資料（信州大学 梅干野研究室）

令和 3 年度 松本市近代遺産調査資料



位置図



旧竹内度量衡店店舗兼主屋（松本市はかり資料館
第一展示室）西棟
（南から）
向かって左側が対象



旧竹内度量衡店店舗兼主屋（松本市はかり資料館
第一展示室）西棟
（北東から）

松本市登録文化財概要書

- 1 名 称 旧竹内^{どりょうこう}度量衡店店舗兼主屋（松本市はかり資料館 第一展示室）東棟
- 2 所 在 地 松本市中央三丁目 4 3 3
- 3 所 有 者 松本市

4 物件の概要

員 数 1 棟

年 代 明治中期

構造・形式等 木造 2 階建 切妻造 棧瓦葺 建築面積 5 4 m²

内 容

本物件は、松本城下町の中町通りの東側に位置し、中町通りに南面する。

現在の建物は、土蔵造りで外壁は白漆喰の仕上げ、腰壁に一部海鼠壁を設ける。建物は正面に向かって右側の間口 2 間 4 尺の部分であり、半間の土間をはさんで西棟と接続している。外壁は大壁造りで土蔵造り風に仕上げているが、西棟に比べると部材の質が劣り、大火後の仮屋として建設されたものと推測される。

建設年は、部材の様子より明治 2 1 年の大火後すぐ、明治中期の再建と考えらえる。

かつては表構えを看板建築としていた時代があり、西棟との間の壁を取り払って接続させるとともに内部を大きく改変している。その後、平成元年から、西棟とともにはかりを中心にした資料館として現在にいたる。

昭和前期の看板建築への改修、平成元年、平成 2 3 年に改修を行っている。

通常望見できる範囲

南面及び北面、東面を望見することができる。

松本市近代遺産への登録状況

令和 4 年 2 月 2 8 日登録（登録番号：3 - 3 - 2）

5 登録理由及び根拠

登録基準

1 歴史的景観に寄与しているもの

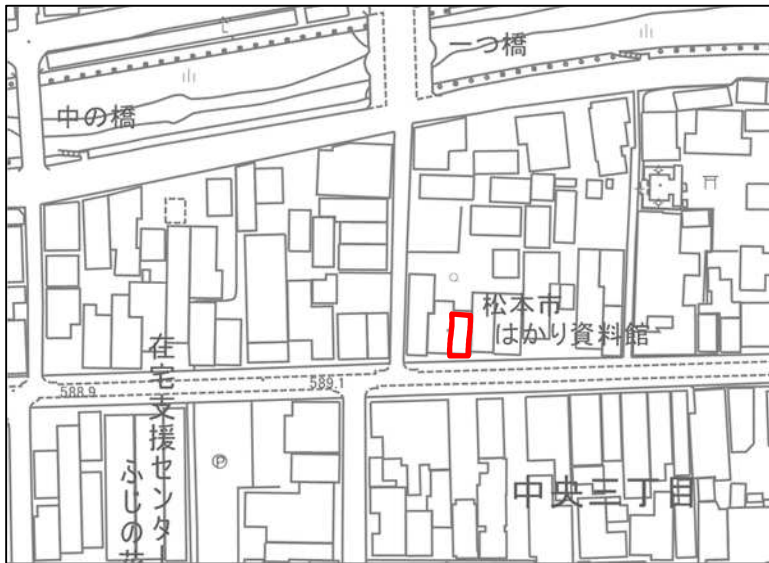
登録理由

本物件は、中町の東側に位置する明治 2 1 年の大火後に建てられた中町の特徴を表す建物である。改変は経ているものの、当時の造りや間取りの痕跡、看板建築の改修履歴を確認できるなど、西棟と一体となって中町の歴史をよく伝えており、まちなみの歴史的景観に寄与している。

6 その他参考となる資料

平成 2 9 年 調査資料（信州大学 梅干野研究室）

令和 3 年度 松本市近代遺産調査資料



位置図



旧竹内度量衡店店舗兼主屋（松本市はかり資料館
第一展示室）東棟
（南から）
向かって右側が対象



旧竹内度量衡店店舗兼主屋（松本市はかり資料館
第一展示室）東棟
（北から）

松本市登録文化財概要書

1 名 称 旧竹内^{どりょうこう}度量衡店蔵座敷（松本市はかり資料館 第二展示室）

2 所 在 地 松本市中央三丁目 4 3 6

3 所 有 者 松本市

4 物件の概要

員 数 1 棟

年 代 明治後期

構造・形式等 木造 2 階建 切妻造 桟瓦葺 建築面積 28 m²

内 容

本物件は、松本城下町の中町通りの東側に位置し、一ツ橋小路に西面する。

主屋の背後に建つ蔵座敷であり、現在の建物は、土蔵造りで外壁は白漆喰の仕上げ、腰壁に海鼠壁を設ける。当時、1 階は物置として家財道具を保管していたと思われる。2 階は二間ともに座敷飾りを備えており、東側が表座敷、西側が奥座敷と考えられる。L 字型の平面で、欠いた部分に現在と同じように階段があり、外から直接 2 階へ上がっていたと考えられる。

建設年は定かでないが、梁に墨書の一部が確認でき、建て主である田中敬一郎の記載があることと設え等から明治後期と推定される。

現在は、はかり資料館として利用されている。これまでの増改築の履歴は定かでないが、1 階西面には、かつて戸と窓が設けられていた痕跡を確認でき、この他、平成元年と平成 23 年に改修を行っている。

通常望見できる範囲

西面及び北面、東面、南面を望見することができる。

松本市近代遺産への登録状況

令和 4 年 2 月 28 日登録（登録番号：3 - 3 - 3）

5 登録理由及び根拠

登録基準

1 歴史的景観に寄与しているもの

登録理由

本物件は、中町の東側に位置する店舗兼主屋とともに中町の特徴を表す建物である。当初の姿をよく残しており、この地域の暮らしと竹内度量衡店の歴史を伝え、まちなみの歴史的景観に寄与している。

6 その他参考となる資料

平成 29 年 調査資料（信州大学 梅干野研究室）

令和 3 年度 松本市近代遺産調査資料



位置図



旧竹内度量衡店蔵座敷
(松本市はかり資料館 第二展示室)
(北東から)



旧竹内度量衡店蔵座敷
(松本市はかり資料館 第二展示室)
(西から)

○松本市文化財保護条例（抜粋）
（登録）

第6条 教育委員会は、指定文化財以外の文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの（法及び県条例の規定による指定を受けたものを除く。）を松本市登録文化財（以下「登録文化財」という。）として台帳に登録することができる。

○松本市文化財保護条例施行規則（抜粋）
（登録基準及び登録書の交付）

第4条 条例第6条の規定による登録は、別表第3の登録基準によって行うものとする。

別表第3（第5条関係）

区分	種別	登録基準
松本市登録文化財	1 建造物	<登録基準> 松本市近代遺産登録要綱（平成29年告示第82号）に基づき松本市近代遺産として登録された建造物のうち、次の各号のいずれかに該当するもの 1 歴史的景観に寄与しているもの 2 造形の規範となっているもの 3 再現することが容易でないもの

令和6年3月8日

松本市教育委員会 様

松本市文化財審議委員会

委員長 山本 雅道

松本市登録文化財の登録について（答申）

令和5年11月29日付け松本市教育委員会諮問第3号で諮問のあった、松本市登録文化財の登録について、審議の結果、下記のとおり登録することが適当な旨、答申します。

記

1 登録することが適当と認める物件

名 称	区 分	所在地
い はらし っ き せん もん てん ぽ けん おも や 伊原漆器専門店店舗兼主屋	登録文化財	中央二丁目469-1
ど り ょ う こ う 旧竹内度量衡店店舗兼主屋（松本市 はかり資料館 第一展示室）西棟	登録文化財	中央三丁目434
旧竹内度量衡店店舗兼主屋（松本市 はかり資料館 第一展示室）東棟	登録文化財	中央三丁目433
旧竹内度量衡店蔵座敷 （松本市はかり資料館 第二展示室）	登録文化財	中央三丁目436

教育委員会資料
6. 3. 21
中央図書館

学都松本子ども読書活動推進委員会設置要綱の一部改正について

1 趣旨

第2次学都松本子ども読書活動推進計画の計画期間満了により、次期学都松本子ども読書活動推進計画を上位計画である松本市教育振興基本計画に移行することに伴い、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 改正内容

- (1) 第1条の「学都松本子ども読書活動推進計画」を「松本市教育振興基本計画に定める子どもの読書活動」に、「推進を行う」を「推進を図る」に改める。
- (2) 第2条の第1項第1号の「評価、検証」を「推進、評価及び検証」に改め、第1号と第2号を統合する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和6年4月1日

担当	中央図書館
館長	藤森 千穂
電話	32-0099



学都松本子ども読書活動推進委員会設置要綱（平成31年教育委員会告示第15号）新旧対照表

改正前	改正後
（目的） 第1条 この要綱は、学都松本子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の効果的な実施及び継続的な推進を行うため、学都松本子ども読書活動推進委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。 （所掌事項） 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。 （1）推進計画の評価、検証に関すること。 （2）子どもの読書活動の推進に関すること。 （3）前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項	（目的） 第1条 この要綱は、<u>松本市教育振興基本計画に定める子どもの読書活動</u>の効果的な実施及び継続的な推進を図るため、学都松本子ども読書活動推進委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。 （所掌事項） 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。 （1）<u>子どもの読書活動の推進、評価及び検証</u>に関すること。 （2）前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

報告第 1 号

令和6年松本市議会2月定例会の結果について

1 趣旨

松本市議会2月定例会の結果について報告するものです。

2 会期等について

2月8日（木）から3月5日（火）まで27日間

当初予算説明会 2月8日（木）、9日（金）

一般質問 2月19日（月）から21日（水）まで3日間

予算特別委員会全体会 3月1日（金）

経済文教委員会（委員会審査及び分科会）、協議会 2月26日（月）

3 審査内容及び結果

(1) 経済文教委員会審査

ア 議案

・請願第2号 小中学校給食費の無料化を求める請願

・議案第92号 市有財産の取得について（松本城南・西外堀復元事業用地）

・議案第43号 令和5年度松本市一般会計補正予算（第9号）中教育委員会関係

第1条 歳入中 教育委員会関係

歳出 10款1項～3項、5項中教育委員会関係及び
6項

第2条 繰越明許費中教育委員会関係

第3条 債務負担行為中教育委員会関係

・議案第54号 令和5年度松本城特別会計補正予算（第3号）中教育委員会関係予算

第1条 歳入中 教育委員会関係

歳出 1款1項中教育委員会関係

イ 委員から出された主な意見等

「請願第2号」について、委員からは、

- ・少子化に対する危機感から、給食費を無料化することで、子育て世代に大きなインパクトを与えることができるのではないかと。今後、国による給食費無料化も期待できるが、それまでの支援を松本市単独で行う必要がある。
- ・長野県内の町村では給食費無料化の動きがある中で、県内市は無料化しておらず、子育て世代に優しい松本市を目指す、トップランナーになるために、先手を打つ必要がある。

などの意見があった一方で、

- ・有機食材を使った質の高い学校給食を提供することで、子どもたちに食べ物の知識を学び、成長や発達を助ける食生活など多岐にわたる食の大切さを学んでもらうためにも、松本市の学校給食にはまだやらなくてはならないことがある。その部分を確立するために市の財源を使うべきであり、市の財政負担を求めることには反対である。国には、少子化対策や人口減少に対する施策の一環として給食費の無料化について責任をもって進めていただきたいため、市の財政負担を求めることには反対であるが、国に対し、意見書を提出することには賛成である。
- ・既に松本市では、経済的理由により就学が困難な家庭を対象に学校給食費を援助していること、今後、学校給食センターの新設も控えていることから、市の財政的負担が重くなることを考慮し、本請願は不採択とすべきであるものの、国に対して財政負担を求める意見書は提出すべきである。

などの意見があり、経済文教委員会の総意として、国に対し財政負担を求める意見書を提出することとなりました。

「議案第43号」中、学校給食費負担軽減事業費に関し、学校給食における食材価格高騰の状況と今後の見通しについて質疑があり、理事者からは、321品目の給食食材を令和3年と令和5年で比較したところ、238品目が値上がり、56品目で据え置き、27品目が値下がりしている。日本銀行の経済・物価情勢の展望によると、令和6年度の物価は1.9%上昇する見通しであるため、今回の補正予算にも反映している、と答弁しました。

ウ 審査結果

請願第2号は、多くの委員から反対意見があったため、起立採決を行った結果、不採択すべきものと決しましたが、全ての議案については原案どおり可決されました。

(2) 予算特別委員会分科会審査

ア 議案

- ・議案第59号 令和6年度松本市一般会計予算中教育委員会関係予算
 - 第1条 歳入中 教育委員会関係
 - 歳出 10款1項～3項、5項、6項
 - 第2条 債務負担行為中教育委員会関係
- ・議案第68号 令和6年度松本市松本城特別会計予算中教育委員会関係予算
 - 第1条 歳入中 教育委員会関係
 - 歳出 1款1項中教育委員会関係

イ 委員から出された主な意見等

「議案第59号」中、日本博物館協会への負担金に関し、全国博物館大会の内容について質疑があり、理事者からは、令和6年11月27日から29日までの3日間に、長野県では昭和45年に開催されて以来、松本市では初となる全国博物館大会が開催される旨の答弁をしました。

さらに委員からは、国宝誘客プロモーション事業に関連して、今年の秋には国宝旧開智学校校舎がリニューアルオープンするに際し、2つの国宝をPRしていく方法について質

疑があり、理事者からは、国宝をキーワードとして国内誘客に特化した広報に力を入れていく旨の答弁をしました。

関連して委員からの要望として、過去に国宝旧開智学校校舎で行われていた明治体験事業の再開、2つの国宝を結ぶ動線を考えた事業展開を希望することなどがありました。

「議案第68号」の審査において、文化財課が所管する堀浄化対策事業費の浚渫工事について、委員からは、毎年業者を選定する場合、浚渫用プラントをいったん撤去することとなり、効率的ではないとも考えられる、今後文化庁とも協議しながら様々な選択肢を検討してほしい旨の要望がありました。

ウ 審査結果

全ての議案について原案どおり可決されました。

(3) 経済文教委員協議会

ア 報告事項

(7) 波田小学校校長寿命化改良事業第1期主体工事について

(4) 国宝松本城天守耐震対策の検討状況について

イ 委員から出された主な意見等

(7) 今回の施工不良は、第2期工事への影響や緊急性はないのかとの質疑があり、不良箇所は一部であるため、緊急性はないものの、慎重に対応していきたいと答弁しました。

(4) 耐震工事中の閉鎖期間はどのくらいになるのかとの質疑があり、姫路城における耐震工事の例を挙げ、5年が目安になると答弁しました。また、年間の入場料で5億円の損失が考えられるため、名古屋城の耐震工事のように、工事の様子を見学できるような工夫を、関連する部署と連携して検討してほしいとの要望がありました。

ウ 審査結果

いずれも了承されました。

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980

報告第 2 号

令和5年度教育委員会各課事務事業報告について

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、令和5年度教育委員会各課事務事業について報告するものです。

2 令和5年度の事務事業報告について
別冊のとおり

3 今後の予定

- R 6. 5～ 各課の取組結果をもとに、点検評価委員の意見を聴取
- 7 点検評価委員の意見を受け、各課が改善方針をまとめ、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（以下「報告書」という。）を作成
- 定例教育委員会で報告書の内容を協議
- 9 報告書を市議会9月定例会へ提出し、市ホームページで公表

担当 教育政策課

課長 小西 えみ

電話 33-3980

令和 5 年度 教育委員会各課事務事業報告

教育政策課	1
学校教育課	6
学校給食課	1 2
生涯学習課・中央公民館	1 7
中央図書館	2 1
文化財課	2 5
博物館	3 0

自己評価の基準

評価	評価の基準
A	設定した目標以上の成果をあげた
B	設定した目標を達成することができた
C	目標を達成できないものがあった

松本市教育委員会

令和5年度事務事業報告

課名： 教育政策課

1 事務事業の概要

教育行政の総合的な企画・調整を行い、第3次教育振興基本計画の施策の方向性に沿った事業を各課と連携を図りながら進めます。教育を取り巻く環境が目まぐるしく変化する状況の中、これからの時代を生きるために必要な力は何か、社会の変化に対応したこれからの教育のあり方を見定め、「子どもが主人公 学都松本のシンカ」の実現に繋がります。また、庁内関係課との連携や、広く市民と協働しながら事業を実施し、その成果を広く発信していきます。

2 教育政策課の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	A	・松本市独自の多様な教育を体験可能とする、松本デュアルスクール制度を5月から開始し、大野川小中学校と奈川小中学校への積極的な受け入れを行いました。移住も視野に入れた教育制度として、部局を越えた連携を図り、3世帯の移住に繋がりました。 ・市内小中学校全教職員を対象とした研修「まつもと学びの日」や管理職研修、リーディングスクールラボ、リーディングスクールフェス等を通して、「子どもを主体とする授業・学校」のあり方について、目指す方向を多くの教職員で共有することができました。参加者からは「自校での実践に活かしたい」というフィードバックが多くあり、学びの改革の気風の広がりが高まりの手応えを得られました。 ・令和4年2月に策定した松本市教職員研修計画に基づき約60の研修講座を企画・実施、延べ3,000余名の教職員が参加し、教育大綱の基本理念である「子どもが主人公」の子ども観・授業観・教師像・学校像を問い直し深める意義深い学びの場を提供しました。 ・教育文化センターの再整備に向け、再整備計画の作成、工事のスケジュールや施設のゾーニング、予算規模を明確にし、再整備方針を決定しました。 ・学都松本推進事業は従来の単発的なイベントではなく、日常的な学びのきっかけづくりとして、協議会で協議した内容を各課各施設が工夫を凝らして定期的開催し、学都松本の推進を図りました。 (計12講座251人が参加者) ・中学校部活動の地域移行については学校教育課をはじめ複数の課にまたがる事業のため、教育政策課が総合調整を行いました。
社会情勢への対応(任意)		市広報部門と連携し、市公式YouTubeやLINEを活用し、松本デュアルスクールや学都松本推進事業などの情報発信を行いました。
事務事業の効率化(任意)		課内共有フォルダの階層整理及び仕分けを行い、担当業務情報の共有化と引継事務の効率化を図りました。

3 令和5年度における重点目標の成果と課題

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

人口定常化につなげる教育施策の推進(継続) 「子どもを主人公とし、その学びを地域社会全体で支えること」を学都松本の根本に据え、「すべての子どもにやさしいまち」を目指す取組みを通じて、人口の定常化につなげます。 <具体的な進め方等> ・小規模特認校制度のニーズ把握、導入校拡大に向けた取り組みを進めます。 ・松本デュアルスクール制度の導入を関係各課と連携して進めます。	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 2-5 子ども関係施設等の整備・充実 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 8-3 地域づくりの推進
---	---

	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 小規模特認校制度を導入した安曇小中学校において、区域外就学者の放課後活動の充実のため、関係課・保護者・地域住民と学都松本寺子屋事業の実施に向けた協議を始めました。 b 学びの多様化の実現と市東部のニーズを反映し、令和6年4月から中山小学校に導入することを決定しました。 c 松本市内全小中学校を対象とした松本デュアルスクール制度を導入し、大野川小中学校、奈川小中学校で積極的な受け入れを開始しました。令和5年度は5世帯13人の児童生徒が制度を利用し、松本の学びを体験しました。 d 学校及び関係各課と部局を越えた連携を図り、松本の特徴的な学び、住環境の魅力を発信し、3世帯の移住に繋げました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 a 小規模特認校制度及び松本デュアルスクール導入・充実に当たっては、学校、家庭のみならず、地域住民にも説明しながら、地域づくりの観点から理解と協力を得て進めることができました。(2-4、8-2、8-3) b 積極的な受け入れを行った大野川小中学校、奈川小中学校では少人数かつ個に応じた柔軟な学びを大切に、自分の進捗で自由な学び深める機会や多様な体験の機会を提供することができました。(2-1、2-4) イ 課題と方向性 ・特色ある学びの推進と学校規模の維持のために、他の小規模校においても導入の可能性について検討します。 ・移住希望者に対する住環境の提供について、関係各課と連携し、具体的な支援策を検討します。 ・地域や保護者に対して松本デュアルスクール制度実施状況を報告するとともに意見交換の場を設けます。
リーディングスクールMatsumoto サポート事業（新規） （Leading school） 「子どもが主人公」の学校づくりに挑戦する学校へ人定・財政的な支援を行うことで学校の取組を推進し、学びの改革の気風の市全体への広がりを図ります。 <具体的な進め方等> ・実践校への講師の加配、研究推進費用助成等の支援を行います。 ・実践校の取組を全市で共有する学びの機会を位置付けます。	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-3 特別支援教育の充実

	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 「子どもが主人公」の学校づくりを支援するため、非常勤講師を4校へ配置するとともに、研究費用助成を8校へ実施しました。それぞれが加配講師、外部指導者の招聘、先進校への視察等を有効に活用し、学校の願い・課題に沿った特色ある教育実践を学校一丸となって実践することで、児童生徒を主体とする教育実践が大きく充実するとともに、教職員の「子ども観」「授業観」と同僚性を深めることが出来ました。 b 全国レベルで活躍する有識者4名をリーディングスクール(LS)・アドバイザーとして依頼、8校の実践校および松本市小中学校全校への支援・助言を受ける機会を実施しました。全教職員研修「まつもと学びの日」や管理職研修、LSラボ、LSフェス等を通して、「子どもを主体とする授業・学校」のあり方について、目指す方向を多くの教職員で共有することができました。 c 学びの改革をめざした学校づくりの取組の進捗状況を共有し、課題や悩み等を協議する「LSミーティング」を毎月開催しました。また、松本市の全校が一堂に会し、実践校の取組を分かち合い協議するLSラボ、LSフェスを計3回実施しました。ラボには毎回50～70人、フェスには120名が市内全校から参加し、実践校の歩みに学び合うとともに活発な協議を交わしました。これらの積み重ねにより、実践校を中心とした教職員の学びのコミュニティが形成されました。参加者からは「自校での実践に活かしたい」というフィードバックが多くあり、学びの改革の気風の広がりが高まりの手応えを得られました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 LSラボ、LSフェスでの実践校の発表や有識者の講演は、参加者にとって「学びの改革」の理念と具体像を学ぶ重要な研修機会となりました。各実践校では「遊びから学びへの接続」「多様な学びのあり方を保障する授業づくり」等、多様な学びや特別支援教育のあり方、学童期の遊びと学びの充実に係る教育が継続的・組織的に実践されました。(2-1、2-3、2-4、3-3)
	イ 課題と方向性 (ア) あらたに「学びの改革」に踏み出そうとする小中学校6校をLSアソシエイト校として一体的な支援をすることで、「子どもが主人公」の学校づくりに向けた「学びの改革」の気風の一層の広がりを図ります。 (イ) 教職員研修に「LS実践校に学ぶ講座」を位置づけ、より多くの教職員が実践校の取組の具体、子ども・教師の姿に触れ、実践の具体的なイメージを持つことで、各学校での実践への踏み出しを支援します。 (ウ) 実践の意味づけ、成果の見出し等、教育委員会の指導主事等が、実践校に寄り添いつつ行う伴走的な支援について、一層効果的なあり方を研究します。
教職員研修の充実(継続) 松本市独自の教職員研修を実施し、「子どもが主人公」の教育実践を進める教職員の資質・能力の向上を図ります。 <具体的な進め方等> ・令和4年度に策定した松本市教職員研修計画に基づき研修を実施します。 ・市の教育課題の検討や研修実施効果を踏まえ、次年度の教育研修計画を策定します。	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-3 特別支援教育の充実

	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 令和4年2月に策定した松本市教職員研修計画に基づき約60の研修講座を企画・実施、延べ3,000余名の教職員が参加しました。参加者によるフィードバックから、教育大綱の基本理念である「子どもが主人公」の子ども観・授業観・教師像・学校像を問い直し深める意義深い学びの場となった手応えを得ました。 b 教育研修企画会議において松本市の教育課題の検討や実施研修の効果検証を行いながら、令和6年度の教職員研修の重点・講座内容・人員体制・予算規模等を検討し、令和6年度の完全実施に向け教職員研修計画を策定、研修実施体制を構築しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 「子ども主体の学校・授業づくり」「ミドルリーダーの育成」「学びの伴走者としての教師像」等、松本市の教育課題や「特別支援教育の充実」「不登校児童生徒支援」等の現代的な課題等に対応した研修を企画・実施しました。令和6年度教職員研修計画の策定においても、多様な学びや特別支援教育のあり方に関する研修の拡充を図りました。(2-1、2-3、2-4、3-3)
	イ 課題と方向性 (ア) 研修講座の企画に当たっては、研修の実施状況を踏まえつつ、教育現場のニーズを把握し、松本市の教育の課題に対応した柔軟な研修のあり方を模索する等により、一層の効力感のある研修を目指し、充実を図ります。 (イ) 校長会、教育会等と連携し、それぞれの役割を明確にし、教員が自主的に学びに向かう気風の一層の向上に取り組みます。 (ウ) 教職員が主体的な学びを通して職能を高めつつ、児童生徒の資質・能力の向上に注力できる状況を具現することを目指し、働き方改革や学校マネジメントに係る内容を意図的に位置付けるとともに、教員の働き方に一層寄り添った効果的な研修のあり方を研究します。
学都松本寺子屋事業の推進（継続） 地域の多様な人が関わり、学校や家庭以外の居場所で子どもに豊かな学びの機会を提供することにより、子どもたちの学習習慣の定着や、基礎学力及び自己肯定感の向上 <具体的な進め方等> ・第三の居場所で学習支援を行う団体に交付金を交付 ・寺子屋先生・寺子屋サポーターの募集・登録・紹介 ・学習支援者の研修	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 1-3 子どもの居場所づくりの推進 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-1 子どもの権利保障と環境づくりの推進 8-1 放課後の子どもの居場所づくりの推進 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 8-3 地域づくりの推進
	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 学都松本寺子屋事業実施団体は10団体が実施、寺子屋先生・サポーターは現在16名が登録し、研修会を実施したほか、実施団体の見学・学習会を開催しました。また、実施団体同士の意見交換会を開催し、活動内容・工夫点等の情報交換を行いました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 地域づくりセンターや公民館、大学へ周知を行ったほか、各種SNSの活用や県主催の学習会で居場所づくり事業実践者に向けて情報提供を図りました。(1-3、2-1、2-4、8-1、8-3) イ 課題と方向性 現在10か所で実施している寺子屋事業を市内全域に広め、誰もが気軽に参加できる環境づくりを推進していきます。また、新たな団体の立ち上げを促進するとともに、寺子屋先生・サポーターとして登録していただいた方の活動の場を増やします。

教育文化センター再整備事業（継続） 子どもと、大人、教職員が共に育つ人材育成の拠点「（仮称）学都ラボ」として再整備。新施設の方向性である「人と学びをつなぐハブ機能」、「ICTを活用した学びの発信」、「松本独自の教職員研修の場」等の実現に必要な施設機能や備品等を内部検討。 ＜具体的な進め方等＞ ・再整備のスケジュール、ゾーニング案の内部検討 ・新施設の事業方針等とその実現に必要な施設機能や備品等の内部検討 ・内部検討結果を教育文化センター運営委員会において協議	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2 - 1 学童期の遊びと学びの充実 2 - 3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 2 - 4 多様な遊びと学びの機会の保障 2 - 5 子ども関係施設等の整備・充実 4 - 1 社会教育活動の充実 4 - 5 社会教育関係施設等の整備・充実
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 新施設の整備に向け、内部検討を進め、既存の設備を最大限に活用した再整備計画としました。それを基に再整備に係る設計及び工事のスケジュールや施設のゾーニング、概算の予算規模等を明確にしました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 学校教育関係者、社会教育関係者、有識者で組織された教育文化センター運営委員会において再整備計画を協議し、各委員の様々な視点からご意見をいただきました。科学実験室やフリースペースを活用した人と学びをつなぐ仕組みづくり、企業等との連携によるプロジェクターやVR機器を用いた映像で新たな情報や学びを発信する等、より充実した施設機能や内容について検討しました。（2 - 1、2 - 5、4 - 5） イ 課題と方向性 (ア) 実施設計等でより詳細な改修内容等を検討します。また、その内容を教育文化センター運営委員会において協議します。 (イ) 併設する団体等と再整備の内容や工事期間中の移転等について協議します。	
情報発信力の強化（継続） 教育委員会の透明性を高めるとともに、市民が教育行政の取組みに関心を持ち、理解を深めてもらえるよう、情報をわかりやすく発信 ＜具体的な進め方等＞ ・ホームページデザイン見直し、コンテンツ整理 ・庁内関係課、学校、民間とも連携し、子どもたちの学びの動画コンテンツの制作、配信	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2 - 4 多様な遊びと学びの機会の保障 4 - 1 社会教育活動の充実
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 登録者数が多い市公式YouTubeやLINEを活用し、松本デュアルスクールや学都松本推進事業などの情報発信を行いました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 広報部署と連携し効果的な情報発信を行いました。（2 - 4、4 - 1） イ 課題と方向性 (ア) サイト情報の更新頻度を増やし、最新の情報をタイムリーかつ効果的に発信します。 (イ) 動画コンテンツを充実させ、事業内容を動画視聴により理解できるような工夫を図ります。	

令和5年度事務事業報告

課名： 学校教育課

1 事務事業の概要

「子どもが主人公 学都松本のシンカ」に向け、「絆の深化」、「学びの進化」を目指して、学校、教職員、児童生徒への支援に取り組みます。

前年度から引続き、学びのICT活用を推進するとともに、特にいじめ防止対策、不登校・引きこもり児童生徒に係る情報化について検討を進めます。

児童生徒がより良い環境の中で学校生活を送ることができるよう、老朽化した学校施設の長寿命化事業や改築事業を計画的に進めるとともに、設備の改修、校用・教材備品の購入等、学校環境の充実を進めます。

2 学校教育課の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	A	・「中間教室」の名称を「教育支援センター」に変更するとともに、長らく空白地帯となっていた市内南部に「寿教育支援センター」を開設しました。 ・令和6年4月の松本市インクルーシブセンター開設に向けて、設立準備委員会において検討を行い、松本市発達障がい児等の支援に関する条例を市議会2月定例会に提案、可決されたことから、インクルーシブセンターの設置につなげました。 ・学校ICTについて、ICT環境の維持管理を行うとともに、令和6年度小学校教科書改訂時から一人一台端末で本格利用が始まる「デジタル教科書」に係る準備対応を実施しました。 ・ICTを活用した授業の更なる定着と推進や、校務のICT活用を進め、負担削減を図りました（詳細は「学校教育情報化推進事業」参照）。 ・部活動の地域移行について学校や競技団体、保護者と意見交換を重ね、効果的な移行方法の検討を進めるとともに有識者による松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会を立上げ、円滑な移行に向けた協議を行いました。また、国や県、近隣市町村の情報収集に努め、「子どものやりたい」を応援する具体的な支援策の検討や、地域クラブのモデルケースの実施成果等を検証し、松本市部活動地域移行推進計画を策定しました。来年度も引き続き協議検討を重ね、令和8年度までの移行を目指します。 ・施設整備について、長寿命化改築事業及び学校トイレ整備事業（入札不落の菅野中を除く）などを予定どおり進めました。また、令和6年度に予定していた長寿命化改築事業などの国庫補助事業については、国の補正予算を活用し、令和5年度へ前倒しして事業を進めています。 ・丸ノ内中学校改築事業について、生徒・保護者・教員にアンケートを行い、新しい丸ノ内中学校への要望を整理しました。
社会情勢への対応（任意）		各校で保護者に紙配布を行っていた「給食献立表」、「アンケート」、「児童や生徒の学び関連行事のお知らせ」等について、学校と保護者とのコミュニケーションシステムを活用した「市教委から保護者への一斉配信」に転換するなど、更なる学校の負担削減を進めました。 市内に4つある教育支援センターについて、児童生徒が少しでも利用しやすい雰囲気を感じられるように「どんぐり」「みらい」「あかり」「よつば」の愛称を定めました。
事務事業の効率化（任意）		全国学力・学習状況調査の結果を授業改善へつなげていく事業について、各校での結果分析と授業改善により一層注力できるように、本市としての報告書の掲載内

	容を精選するとともに、報告書作成業務を担ってきた学力調査検討小委員会（令和５年度は２１名参加）については令和６年度から設置しないこととしました。
--	--

３ 令和５年度における重点目標の成果と課題

【第３次計画で主に関連する分野・方針】

いじめ防止対策、不登校・引きこもり児童生徒への支援の促進(継続) ・人権感覚の醸成、いじめや体罰のない学校づくり ・不登校・引きこもり等の児童生徒に対する支援 <具体的な進め方> ・子どもがより早くＳＯＳを出せる仕組みを庁内で検討 ・不登校支援の在り方についてプロジェクト会議で検討 ・オンラインを活用した不登校支援の検討 ・寿教育支援センターの開設 ・スクリーニング会議の充実	【第３次計画で主に関連する分野・方針】 １－１ 子育て支援の充実 １－３ 子どもの居場所づくりの推進 ２－１ 学童期の遊びと学びの充実 ２－４ 多様な遊びと学びの機会の保障 ３－１ 子どもの権利保障と環境づくりの推進
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 - a 子ども心の状態を一層理解するため、一人一台端末を活用した「心の健康観察」を小中学校のパイロット校２校で実施しました。 - b 松本市全体の不登校支援の在り方のグランドデザインを描き、骨太の方針として関係者で共有していくことを目的に、関係職員による不登校支援プロジェクト会議を６回開催しました。 - c 他先進都市の事例等を参考に、不登校児童生徒に対するＩＣＴ活用の検討や、教育支援センター利用の児童生徒が自律的に学習を進めることができる「ＡＩドリル」の試験利用と研究を進めました。 - d 新たに松本市南部に寿教育支援センターを設置し、不登校児童生徒の居場所を確保しました。 (イ) 第３次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 スクリーニング会議を市内全小学校で実施し、不登校傾向にある子どもの背景や実態を明らかにしました。また、支援が必要な児童を円滑に福祉機関等につなげる流れをつくることができました。（１－１）	
イ 課題と方向性 (ア) 一人一台端末を活用した「心の健康観察」の課題点を、先行実施したパイロット校から集約し整理します。全市展開に向けて、パイロット校の課題をもとに対応可能な方法で実施できるよう各学校に依頼していきます。 (イ) 各学校の「学校いじめ防止基本方針」を適時見直し、適切な初期対応等、組織的対応が可能となるよう学校に周知依頼していきます。 (ウ) スクリーニング会議で明らかになった分析結果を全教員へ周知して、１人ひとりの子どもへより高い関心を向けていくことができるようにするとともに、市内全中学校に対してもスクリーニング会議を実施し、困り感を抱く子どもへの早期支援につなげられるようにします。 (イ) 各支援センターの活動の様子がわかる写真を掲載するなど、松本市ホームページの案内を親しみやすいものに更新します。	

特別支援教育推進事業(インクルーシブ教育推進事業) (継続) ・特別支援学校から小中学校特別支援学級へ、特別支援学級から通常学級への学びの場の見直し ・松本市インクルーシブセンターの設置に向けた検討 ・インクルーシブ教育の推進と特別支援教育の充実 ＜具体的な進め方等＞ ・学びの実態把握のため指導主事の授業参観及び指導支援会議を実施 ・インクルーシブセンター準備委員会を設置、計画骨子づくり ・特別支援学校の教育相談専任職員による訪問型研修の実施	〔第 3 次計画で主に関連する分野・方針〕 1 - 1 子育て支援の充実 2 - 4 多様な遊びと学びの機会の保障 3 - 3 特別支援教育の充実
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a センター設立準備委員会を 3 回開催し、具体的なセンター像を共有しました。それを受け、事務局を中心にセンター開設に向けて具体的な動き方等について検討を行い、市議会 2 月定例会に条例を提案し、インクルーシブセンターの設置につなげました。 b インクルーシブセンター開設に伴うインクルーシブ教育推進員の配置に先行して、学びの場の見直しに関して指導主事の訪問を実施し、通常学級へ学びの場を移したいと考える現場の後押しをしました。 c インクルーシブセンターの研修機能構築のため、教育研修センターとの連携も先行して進めています。2 年目となる訪問型研修では、少しずつ現場の意識が向上していますので、インクルーシブセンター開設後は、更に研修機能を強化し、各校の意識向上を具体的な支援力の向上につなげていきます。 (イ) 第 3 次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 昨年度の準備委員会で確認された「診断機能の実現」「学齢期の支援充実」という大きな 2 本の柱を実現するため、信州大学附属病院、長野県教育委員会等との調整を図り、必要な人材配置の目途が立ちました。開設に向けて新しい組織について検討を進めました。(3 - 3) イ 課題と方向性 拡充する専門家スタッフの配置に係る調整を行い、具体的なセンターの動き方についてこども部と連携して検討します。並行して、「あるぷキッズ支援事業が拡充し、松本市インクルーシブセンターとしてスタートすること」の周知を進めます。	
部活動の地域クラブ活動への移行（新規） 土日だけでなく平日も含めた学校部活動の地域クラブ活動への段階的な移行への取組み ＜具体的な進め方＞ ・先行して移行に取り組める特定の競技や学校を 4 つのモデルケースとして市が選定し、取組みの中での課題等の把握 ・移行検討協議会の立ち上げ ・具体的な支援策の検討 ・文化観光部と情報を共有し、連携を図りながら部局横断での取組み	〔第 3 次計画で主に関連する分野・方針〕 1 - 3 子どもの居場所づくりの推進 2 - 1 学童期の遊びと学びの充実 7 - 3 スポーツ団体・リーダー育成の推進 8 - 2 学校・家庭・地域の連携・協同の推進

	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 希望する中学校に対して、部活動の地域クラブ活動への移行について、保護者へ説明および意見交換会を実施しました。(計18回) b 有識者による松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会を立ち上げ、円滑な移行に向け、4回の協議会を開催しました。協議会ではモデルケースの検証、課題の把握・整理を行ったほか、「松本市部活動地域移行推進計画案」を作成しました。 c 計画案作成後、パブリックコメントで意見を募集し、令和6年2月開催の定例教育委員会で「松本市部活動地域移行推進計画」として策定しました。 d 国や県、近隣市町村の情報収集に努め、子どもの「やってみたい!」を応援する具体的な支援策を関係課と検討しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 文化観光部と連携を図り、各学校で部活動の地域クラブ活動への移行について説明を行い、移行に係る課題等について共有しました。(1-3、2-1、8-2) イ 課題と方向性 (ア) 文化観光部と連携し、休日部活動の地域クラブ活動への移行が実施される令和8年度に向けて、課題の整理と具体的な支援を検討し、学校との調整を行います。 (イ) 子どもと接する機会の少ない地域クラブ指導者に向けた研修会を開催し、中学生期の指導の在り方を学ぶ機会を提供します。 (ウ) モデルケースを通じて、月謝及び送迎の保護者負担、体育館の借用に係る体制についての課題が明らかになりました。
学校教育情報化推進事業(継続) 児童生徒1人1台端末等のICT環境整備と運用や、教育手段としてのICT活用と向上 <具体的な進め方等> ・児童生徒及び教職員の「学習用1人1台端末」の整備と運用(約1万8千台) ・ICT環境(周辺機器やWi-Fi通信環境、等)の整備と運用 ・教育用アプリやクラウドサービスの整備と運用(ユーザーアカウント管理、等) ・ICT支援員の学校配置と、ICT活用授業の提案や授業づくり支援や実践支援、このほかヘルプデスクの運用や教職員の研修等 ・校務に係る情報化 ・上記のほか、情報化の実現に向けた検討や改善	[第3次計画で主に関連する分野・方針] 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 前年度の整備により国の指標に基づく整備率がほぼ100%となったICT環境の維持管理を進めるとともに、令和6年度改訂時から始まる「一人一台端末でのデジタル教科書利用開始」を踏まえた、通信インフラ環境等の見直し検討を実施しました。 児童生徒：小学校5・6年と中学校の「英語」 教職員：小学校教職員の教科書 b ICTを活用した授業について、ICT支援員が記録を積み重ねてきた市内校の授業実践の好事例をアーカイブ化して、教職員の誰もが参照できるように展開を図りました。 c 校務関連では、令和4年度から利用開始した「学校と保護者とのコミュニケーションシステム」の更なる活用を図り、各校で主に紙配布をしていた「給食献立表」や「アンケート」、「児童生徒の学びにつながる行事」を「市教委の保護者一斉配信」に転換するなど負担削減を進めました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 上記(ア)のとおり、ICT環境整備と活用による教職員の負担軽減や、ICT支援員のほか、学校教育課指導主事の人的な学校支援による多様な遊びと学びの機会の継続的な確保と実践を行いました。(2-3、2-4)
	イ 課題と方向性 (ア) 一人一台端末でのデジタル教科書利用について、小学校の開始に引き続き、令和7年度改訂から中学校で開始予定。今後のICT利用の増加や変化を把握し、整備環境の見直しを必要に応じて行う必要があります。 (イ) 児童生徒一人一台端末の配備について、令和7年度(8年2月末)に5年間の賃貸借期間が満了。国からは次期機器更新に係る方針が示され、区市町村での会議体の設立と「端末の共同調達」に向けた検討が次年度から予定されている。以上のことを踏まえ、令和6年度から具体的な調査検討を行う必要があります。 (ウ) 一人一台端末の配備開始から3年目を迎え、子どもたちの毎日の利用や教職員も「なくてはならないもの」として授業等の活用も進んでいるが、一方で「学年間」や「クラス間」の一部に「ICT活用の温度差」が生じている実態もあります。これまでの経過も踏まえ、6年度以降のICT活用力の向上(参集型ICT端末活用操作研修/学校訪問型ICT教育授業力向上研修/一人一台端末授業活用検討委員会による公開授業などを実施予定)について検討を進める必要があります。
	小中学校施設整備事業(継続) ・教育環境の改善を図る長寿命化改良事業、改築事業、学校トイレ整備事業、学校施設LED化事業など計画的に実施 ・学校・保育園・児童センター等の施設整備を今後は、子ども部との連携を図り、余裕教室等の施設や学校敷地を有効活用し、施設の複合化・併設化の実施 <具体的な進め方等> (長寿命化改良工事) 菅野小・梓川小:第1期の工事完了、2期工事の着手 波田小:第1期工事着手 高綱中:実施設計 今井小・岡田小:劣化度調査 (学校トイレ整備事業) 小中学校12校で洋式化の改修工事、小中4校で共用多目的トイレの設置

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

- 1-1 子育て支援の充実
- 1-2 乳幼児期の遊びと学びの充実
- 1-3 子どもの居場所づくり
- 2-5 子ども関係施設等の整備・充実
- 8-1 放課後の子どもの居場所づくりの推進

	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 長寿命化改修事業は2校で第2期工事に着手、1校で第1期工事に着手。1校で実施設計、2校で劣化度調査を実施。 b 学校トイレ整備事業は小中11校（菅野中：入札不落で次年度へ）で実施、共用多目的トイレの整備は小中4校で実施。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 それぞれの課で実施してきた学校・保育園・児童センター等の施設整備を今後はこども部との連携を図り、余裕教室等の施設や学校敷地を有効に活用し、施設の複合化・併設化の取組みを進めます。令和5年度は、明善小学校敷地内に児童センターを併設しました。（1-1、1-2、1-3、2-5、8-1）
	イ 課題と方向性 令和3年3月に策定した学校施設個別施設計画や実施計画に基づき、事業を進めます。また、余裕のある学校施設を子どもの関連施設に活用し、施設の複合化・併設化を進めます。更に、本市が掲げるゼロカーボン及び水銀灯や蛍光灯の製造中止に伴い、令和6年度から順次学校施設の照明をLEDに更新します。
学校における働き方改革(継続) 部活動の地域移行をはじめ、ICTの活用や支援員の配置など、保護者や地域の理解と協力を得ながら教職員の働き方改革の促進 <具体的な進め方等> ・校長会、教頭会と連携しながら教職員の働き方について具体的な方策について研究 ・市費での教員業務支援員の配置	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 令和5年度から県費教員業務支援員が配置されない6校（中山小学校、明善中学校、会田中学校、安曇小中学校、大野川小中学校、奈川小中学校）へ市費で配置しました。 松本市独自の「教職員の働き方通信」を発行し、市内の好事例を自校での参考とできるようにしました。これらの結果、ある月における市内教職員の1カ月あたりの時間勤務平均時間は、令和4年度の38時間6分から、令和5年度では34時間5分と、約10%削減しました。（2-3） (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 教員業務支援員を市費で配置することにより、関連する分野・方針にそれぞれ掲げている子どもたちと向き合う時間の確保につなげ、学校業務の適正化を図りました。（2-1、8-2）
	イ 課題と方向性 保護者からの苦情などの対応が重なった学校では、残業時間が増えている傾向があります。今後、保護者との向き合い方などの指導主事の学校訪問研修の充実を進めていきます。

令和5年度事務事業報告

課名： 学校給食課

1 事務事業の概要

学校給食法に基づき、地産地消や季節を大切に食材の使用を進め、より安全で安心な給食の提供を目指すとともに、健康な体をつくるために大切な「食」について考える機会を設ける等、正しい食習慣が身につくように給食を通した食育に取り組みます。また、老朽化した施設・設備について早急に解消できるよう、再整備に向けた取組みを進めます。

2 学校教育課の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	A	・学校給食センターの再整備事業では、1か所目の新センターの建設候補地を梓川小学校に隣接の公有地及び民有地に決定し、5月の経済文教委員協議会で了承を得ました。令和6年度の基本設計・実施設計に向け、施設規模・調理能力・必要諸室の条件等について検討し、再整備基本計画を策定しました。 ・地産地消の取組みでは、有機農産物などを使った給食を試験的に提供したほか、無農薬・低農薬で作付けした農産物を使用した「環境にやさしい給食」の提供により、児童生徒の食への感謝の気持ちや環境に対する意識を育む食育の機会としました。 ・食物アレルギー対応食提供事業において、対応食解除に向け、保護者への適切な働きかけ等により令和4年度比で6名増の18名が解除につながりました。また、中学校1年・小学校1年で年度当初に1回実施していた誤食事故防止のための学校訪問に、担任が変更になった学級への訪問を追加し、安全安心な給食提供のための学校との連携を強化しました。 ・保護者の利便性向上や新規滞納者を増やさないための手段として、給食費の支払方法を多様化しました。
社会情勢への対応（任意）		小学校においてより分かりやすい教材と動画配信により食育事業を実施しました。 地産地消や環境負荷の小さい給食を通して、SDGsに繋がる学びの機会を提供しました。 食材の価格高騰を受けて、賄材料費の支出を抑えながら栄養摂取基準を満たした給食を提供できるように献立や食材調達を工夫しました。あわせて、必要な予算確保のため、学校給食費の改定（令和5年4月、令和6年2月）を行いました（公費負担により保護者負担は令和4年度から据置き）。
事務事業の効率化（任意）		食物アレルギー対応食提供事業において、実施承諾書等の手続書類の電子化を行い、保護者負担の軽減とあわせて事務手続きの効率化を図りました。 給食費の支払いについて、入学時の給食申込書に、滞納の際は児童手当から直接収納できるように申出書をつけ加えました。このことにより新規滞納者の減少につながりました。また、コンビニ納付、電子決済（スマホアプリ、クレジットカード、インターネットバンキング）が利用可能となり、24時間対応できるよう保護者の利便性を向上させるとともに、事務の効率化を図りました。

3 令和5年度における重点目標の成果と課題

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

学校給食センターの再整備事業（継続） 老朽化した学校給食センターの建替えや改修のため、令和4年度に策定した学校給食センター全体の再整備基本方針に基づき、基本計画を策定 <具体的な進め方等> ・速やかに建設用地の選定と地元等への丁寧な説明の	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 6-1 学校給食の充実 6-2 食育の推進
--	--

後、議会に諮り決定 ・ 1 か所目の新センターの建設用地決定後、新センターの施設規模・調理能力などを検討し、令和 6 年度に基本設計・実施設計に取り掛かれるよう再整備基本計画を策定	
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 調整中であった建設候補地について、地元説明会や懇談会を開催し、選定理由や予定地周辺道路の安全対策等について説明し地元の理解を得ました。5 月の経済文教委員協議会で建設候補地を梓川小学校に隣接の公有地及び民有地に決定しました。 新センターの施設規模・調理能力などを検討し、再整備基本計画を策定しました。 イ 課題と方向性 質の高い学校給食の実現に向け、令和 6 年度に行う基本設計では新センター稼働後を見据えた詳細な検討を重ねます。	
食育の推進（継続） 学校給食を生きた教材として活用し、第 4 期松本市食育推進計画のめざす姿「豊かな体験でつながる松本の食はぐくむ すこやかな体と心」を実現 第 4 期松本市食育推進計画の 3 つの目標の実現を目指して献立を充実させ、学校・家庭・地域と連携した取組みを推進 ・ 楽しく食べる経験を通じて健やかな体と心を育む。 ・ 松本の郷土食や地域の食材について学び伝える。 ・ 食べ物を残すことをもたないと思う気持ちを醸成する。 < 具体的な進め方等 > ・ 和食を中心に「主食・主菜・副菜・汁物」をバランスよく組み合わせた献立の提供、地域食材や郷土料理を提供する「松本の日」*1の実施 ・ 栄養教諭・調理員による学校訪問の実施、給食指導や教科と連携した授業、また、朝食摂取の大切さについての授業等、学校と連携した食育事業の実施 ・ P T A による試食会や親子見学会の受け入れ、献立表・食育だより等の家庭への配信 ・ 農政課、J A との連携や生産者との情報交換による地域食材の活用やテレビ松本・F M まつもとへの献立情報提供、献立表・食育だよりや「きゅうしょくゆうびん」の市ホームページへの掲載による地域との連携 *1「松本の日」：旬のものが市場に多く出回る 6 月から 11 月に月 1 回松本産の野菜や松本地域の地場産物を取り入れ、児童生徒に紹介するための献立を提供する日	【第 3 次計画で主に関連する分野・方針】 6 - 1 学校給食の充実 6 - 2 食育の推進

	ア 事業成果 (7) 事業の達成状況 a 「松本の日」に合わせ動画を配信する等、ＩＣＴを活用した給食時指導を行い、給食を通して郷土食や地域の食材について学ぶ機会を提供しました。 b 小学校４年生への朝食の授業を給食センターから給食を提供する全２５校で行い、児童と家庭に向けて朝食の大切さを啓発しました。栄養教諭による学校訪問は小中学校４１校で実施し、食事マナーや食習慣について等、食に関する指導を行いました。 c ＰＴＡや地域住民向けに給食試食会、親子見学会を実施し、給食に関することや児童生徒の食に関する課題や取組み等を共有しました。 d 生産者等との情報交換により地域食材の活用を図り、地産地消率の向上に取組みました。その他、メディアやホームページの活用等により給食に関する情報を広く発信しました。 (1) 第３次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 第４期松本市食育推進基本計画に沿った食育の取組みを実施しました。 (６ - １、 ６ - ２)
	イ 課題と方向性 東部・西部学校給食センターでは提供校が多く、栄養教諭が学校を訪問して行う食育指導の実施が不十分です。給食センター再整備事業に合わせて、栄養士の増員を検討し、調理現場の監督体制を強化することで食育機会の充実に努めます。
地産地消の推進（継続） 地産地消に取り組み、安全安心な食材を使用 梱包資材や流通コストの削減、環境へ配慮したゼロカーボンシティの取組みの推進 <具体的な進め方等> ・主要野菜１５品目の長野県産食材使用割合を、令和７年度までに重量ベースで３０％に ・地産地消率向上のため、食材納入業者への地場産物の納入の促進及び計画的な作付けの調整	【第３次計画で主に関連する分野・方針】 ６ - １ 学校給食の充実 ６ - ２ 食育の推進

	ア 事業成果 (7) 事業の達成状況 a 主要野菜 15 品目については、長野県産、松本地域産を積極的に使用し、計画作付けにより、にんじんやじゃがいもなど松本地域産の使用割合が上昇しました。 松本地域のもやし農家が令和 4 年度末で廃業し、代わりに県外産もやしを使用する状況が続いていましたが、県内産もやしについて農家、配送業者との調整がとれ、令和 6 年 2 月から調達が可能になりました。 主要野菜 15 品目の長野県産材使用割合は 28.4 % b 給食で提供したりんごは全て市内産のものを使用しました。また、松本産野菜等を使用し、伝統・郷土食を取り入れた「松本の日」献立を継続して提供しました。 c 芳川小の総合学習で児童が生産したお米を芳川小の給食で提供しました。 d 松本産の農産物等を利用した加工食品 2 品を開発し、給食で提供しました。 松本 S O Y メンチ：松本産大豆を原料とした豆腐を使用 松本一本ねぎまんじゅう：松本一本ねぎと松本特産の味噌を使用 e 上記の他、有機給食の拡大を図るため、四賀学校給食センターで有機農産物などを使用した「有機給食の日」を試験的に実施しました。有機農産物の種類や必要量の確保、また、購入価格が一般の農産物より高額であるなど、多くの課題があるため、検証を行い、有機農産物の給食への使用を目指します。 f 全センターで主食に県の認証を得た低農薬米を使用し、また、一部、有機 JAS 認証に準じた農作物、無農薬、低農薬で作付けした農産物を使用した「環境にやさしい給食」献立を提供しました。有機農産物を給食で提供するには課題が多いため、無農薬・低農薬の農産物の使用を拡大し、環境にも配慮した安心、安全な給食の提供を目指します。 「環境にやさしい給食」とは、有機 JAS 認証に準じた農作物や動植物由来の有機質を多く含む肥料を使用した農産物また、化学肥料や化学合成農薬の使用を抑え、無農薬、低農薬で作付けした農産物を使用した献立。この農法は、地球温暖化防止や生物多様性保護につながるため、これらの農作物を活用し、食育につなげるものです。 (4) 第 3 次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 地産地消の推進のため、長野県の「食の地域内循環推進コーディネーター派遣」を実施し、長野県農政課、本市農政課、生産者、流通業者などと協議し、提供可能な農産物の仕入れを確保しました。(6 - 1、6 - 2)
	イ 課題と方向性 地産地消率の向上のためには、一定量の食材を確保することが課題となっています。 給食食材の確保を通じて、ゼロカーボンにつながるフードシステムの構築に当たり、農政部門と連携を図りながら取り組みます。
食物アレルギー対応食提供事業（継続） 「食物アレルギー対応マニュアル」及び「アレルギー対応食提供事業実施要綱」に沿ったアレルギー対応食の提供 アレルギーの理解を深める情報発信と対応食解除の取り組みの推進 ＜具体的な進め方等＞ ・食物アレルギーを持つ児童生徒一人ひとりに合わせた対応食の提供 ・対応食解除に向けたアレルギーに関する情報発信 ・中学校 1 年・小学校 1 年で年度当初に 1 回実施していた誤食防止のための学校訪問に、担任が変更になった学級への訪問を追加	【第 3 次計画で主に関連する分野・方針】 6 - 1 学校給食の充実 6 - 2 食育の推進

ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 給食センターからは児童生徒に合わせた対応食を提供しました。 b 対応食解除に向けた取組みとして保護者面談で正しい管理につながるよう食物負荷試験や専門医の情報発信を行い、18名の解除につながりました。 c 学校内の誤食事故防止を目的として、新たに担任が変更になった児童生徒への学級訪問を行うことができました。アレルギー対応食提供の手順が確認でき誤食防止につながりました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 学校給食における「食物アレルギー対応マニュアル」に沿って安全にアレルギー対応食を提供しました。(6-1)																
イ 課題と方向性 学校訪問や給食委員会等で学校との連携を図り、学校での誤食事故が発生しないよう努めていますが、まだ連携不十分となっています。今後、事故発生後には学校を訪問し、事故対策の確認および見直しを行うことで再発防止と重大事故発生防止に努めます。																
学校給食費滞納整理(新規) 令和2年度から学校給食費の公会計化に伴い、市で収納業務を担当。滞納整理を実施 <具体的な進め方等> ・滞納整理の強化 ・新規滞納者を増やさないための取組みの実施	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 6-1 学校給食の充実 6-2 食育の推進															
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 就学援助費からの直接収納ができるように整備した。また過去の滞納分を含め児童手当からの直接収納を可能としました。(要承諾書) コンビニ納付、電子決済(スマホアプリ、クレジットカード、インターネットバンキング)ができるように対応しました。 b 滞納者については、電話催告を中心に、下記の取組みを実施しました。 ・現年度及び過年度滞納者への一斉催告 年3回実施 ・電話催告強化 通年(1日/10件) ・臨戸による特別催告 年2回実施(年末、年度末) 公会計後の収納率(参考) <table><tr><th>項 目</th><th>R 2</th><th>R 3</th><th>R 4</th><th>R 5(見込み)</th></tr><tr><td>現年収納率</td><td>99.37%</td><td>99.42%</td><td>99.46%</td><td>99.46%</td></tr><tr><td>滞繰収納率</td><td>27.33%</td><td>49.64%</td><td>18.10%</td><td>16.00%</td></tr></table>		項 目	R 2	R 3	R 4	R 5(見込み)	現年収納率	99.37%	99.42%	99.46%	99.46%	滞繰収納率	27.33%	49.64%	18.10%	16.00%
項 目	R 2	R 3	R 4	R 5(見込み)												
現年収納率	99.37%	99.42%	99.46%	99.46%												
滞繰収納率	27.33%	49.64%	18.10%	16.00%												
イ 課題と方向性 過年度滞納者について、既に卒業してしまった者、卒業後に転出等により所在が確認できない者についての対応に苦慮していますが、市内在住者には臨戸を行います。所在不明者については、できる限りの調査を行い、個別に対応を検討します。 現年分の滞納者については、こまめな催告を継続します。																

令和 5 年度事務事業報告

課名： 生涯学習課・中央公民館

1 事務事業の概要

生涯学習の施設整備や地域住民の主体的な学習活動の支援を行い、自治能力を高める学習活動の推進及び生涯学習による地域づくりを目指します。地区公民館を総合的な地域づくりの拠点と位置づけ、地域課題と向き合い、地域住民が主体的に解決するための学習・実践を充実させ、松本らしい公民館活動を展開します。

2 生涯学習課・中央公民館の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	A	・コミュニティスクール事業の国型モデル校では、学校運営協議会の設置及び地域学校協働活動推進員の配置により、学校の負担軽減や学校・地域の連携強化を図りました。 ・魅力ある若者の居場所づくりとして、中央公民館 2 階フリースペースの拡充、長期休業に合わせた地区公民館を開放しました。中央公民館フリースペースの利用者が従前の 4 倍となるなど周知が進みました。 ・松本市公民館チャンネル(You Tube)」へ各公民館の講座を投稿し、映像コンテンツの充実を図りました。 ・公民館等長寿命化事業として、Mウイング第 2 期工事(トイレの洋式化、照明の LED 化)のほか、松南地区公民館(南部図書館を含む。)の中間改修工事を実施し、施設の利便性向上を図りました。 ・平成 30 年度から旧松本高等学校校舎の耐震補強工事を実施し、耐震対策事業が完了しました。
社会情勢への対応(任意)		中央公民館 2 階フリースペース拡充後、利用者へのアンケートなどを通して、利用時間の延長やスペース内での飲食可など、多様なニーズへの対応をしました。 ハタチの記念式典では、ペーパーレス化のため参加申込みとパンフレットを電子化しました。
事務事業の効率化(任意)		まちづくりの集いは、実行委員会を书面開催とすることで負担を軽減し、分科会企画の充実を図りました。 減免団体以外の公民館利用受付にオンラインでの決済を追加し、利用者の利便性向上を図りました。

3 令和 5 年度における重点目標の成果と課題

【第 3 次計画で主に関連する分野・方針】

コミュニティスクール事業(継続) 国制度をモデル導入、効果検証のうえ、今後の展開について検討。コミュニティスクール事業を通じ、「地域とともにある学校づくり」を推進 <具体的な進め方等> ・大野川小中学校をモデル校として、学校運営協議会の設置及び地域学校協働活動推進員の配置を通して、学校の負担軽減を図るとともに事業を推進。コミュニティスクールのあり方検討会などで、モデル校の効果検証を踏まえ、他地区への展開を検討 ・松本版コミュニティスクール事業は、引き続きコミュニティスクール運営委員会での話し合いを通して、地域の特性を生かした事業を展開	【第 3 次計画で主に関連する分野・方針】 2 - 1 学童期の遊びと学びの充実 2 - 3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 8 - 2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 国型モデル校では、学校運営協議会を年 3 回開催し、地域及び学校の課題共有や移住	

	者受入れの協議などを行いました。また、地域学校協働活動推進員を配置し、地域講師との連絡・調整、移住者の受入支援、人材バンクの作成などを行い、学校と地域の連携強化、学校の負担軽減などにつなげました。 コミュニティスクールのあり方検討会では、モデル校の効果を検証し、今後の展開について検討しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 国型モデル校には、コミュニティスクール事業費とトライやるエコスクール事業費を統合のうえ、委託料として一括配当することで、地域連携予算をより柔軟に執行、多彩な事業を展開することができました。(2-3、8-2)
	イ 課題と方向性 今後、国型を展開するうえで、地域学校協働活動推進員の配置等に係る学校・地域の要望や費用対効果等を鑑みながら、導入候補校の選定に向けた具体的な調整をします。
子ども・若者の居場所づくりと社会参画事業(継続) 若者の多様なニーズに対応できる魅力ある居場所・環境づくりの構築、ひきこもりの若者支援の取組み、若者の多様な社会参画の推進 具体的な進め方等 ・中央公民館(Mウイング)2階のフリースペースの拡充及び小中学校の長期休業に合わせた地区公民館の開放 ・若者のニーズに合わせた講座の開催、松本若者会議への参加・協力 ・ひきこもりの若者を支援するための研修会の開催 ・ハタチの記念式典の開催	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-2 青年期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-1 子どもの権利保障と環境づくりの推進 4-2 リカレント教育の充実 8-1 放課後の子どもの居場所づくりの推進 8-3 地域づくりの推進
	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 - a 中央公民館(Mウイング)2階に設置したフリースペースの座席の増設や、図書室のレイアウトの変更など、利用しやすい環境を整え、利用者が前年度比約4倍となりました。また、中心市街地の写真展、松本県ヶ丘高校の生徒と連携した勉強会のイベントを計画するなど、魅力のある若者の居場所づくりを進めました。 - b 学校の長期休業に合わせ、中央・地区公民館28館を若者に向けて開放しました。また、公民館主事研修会で、松原地区公民館や笹賀公民館で実施している「居場所支援ほっとスペース」の取組みを紹介し、各館での実施に向けた周知を行いました。 - c ヤングスクール事業として、若者向けの趣味の講座やキャリアを学ぶ講座など、合計36講座を開催しました。また、コーディネーター事業として、若者に人気のボードゲームイベントのほか、「多国籍なんなん交流会」を4回開催し、外国の文化を学ぶなど、若者が気軽に参加できる居場所づくりを行いました。 - d ひきこもりの若者の居場所づくりとして、けん玉体験会の開催、「若者カフェ」(なんなんひろば1階喫茶室、毎週日曜日)を開設しました。また、ひきこもりに関する研修会を年4回開催、当事者家族、支援者が参加し、ひきこもりの基礎知識や対応について学びました。 - e 松本若者会議では、地元大学生などと若者の目線を生かした周知活動により、地元企業が開発したレトルト食品の販路を開拓しました。 - f ハタチの記念式典は、故郷松本の良さを再認識してもらうためのゲスト講演や「ハタチ割(1月末まで)」などの企画を行いました。ハタチ割は、今年度の実行委員が発案・企画し、市内29店舗から協賛がありました。協賛店への任意アンケート調査(利用状況等)では8店舗から回答があり、1店舗でハタチ割の利用がありました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 学校支援室、地域づくりセンターと連携して「居場所支援ほっとスペース」の運営を行いました。また、今後の事業展開について事業主管課である学校支援室と協力することを確認しました。(3-1、8-3)

	イ 課題と方向性 (ア) 中央公民館 2 階フリースペース利用者へのアンケートを随時実施し、利用者のニーズに柔軟に対応します。また、アンケート等により利用しやすい環境を整えるとともに、地区公民館へもフリースペースを設置します。 (イ) ひきこもりの若者の居場所づくりを進めるとともに、ひきこもりに対する正しい知識や対応を学ぶ場を提供します。
ICTを活用した多様な学びとコミュニティ創出事業（継続） いつでも誰でも学ぶことができる学習機会の充実、多世代かつ多様な住民が主体的に学び、つながりや住民自治を育むためのコミュニティづくりの推進 具体的な進め方等 ・ICTを活用した動画配信等による学びの場の提供と情報発信の方策を研究 ・オンライン公民館の研究 ・デジタルディバイド解消のため学習講座の開催及び人材の発掘・育成 ・まるごと学都構想の実現に向けた図書館・博物館との連携事業の実施、ICTを活用した連携事業の検討	【第 3 次計画で主に関連する分野・方針】 2 - 4 多様な遊びと学びの機会の保障 3 - 2 互いを認め合い学び合う教育の推進 4 - 1 社会教育活動の充実 8 - 1 放課後の子どもの居場所づくりの推進 8 - 3 地域づくりの推進
	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 公民館主事による動画編集チームを編成して、各公民館の講座を「松本市公民館チャンネル(Y o u T u b e)」へ投稿し、映像コンテンツの充実を図りました。また、コロナ禍ではオンラインを用いた集会等を実施してきましたが、本年度は対面による講座を主軸とするため、来館していただけるような映像コンテンツによる情報発信を行いました。 b デジタルディバイド解消のための取組みとして、D X 推進本部と連携し、地区公民館で初心者対象のスマートフォン講座、相談会を実施しました。また、デジタル弱者を持続的に支える環境づくりを目的とした、デジタル人材育成研修を実施しました。 c まるごと学都構想の実現に向けた図書館・博物館との連携事業として「勾玉と本でキミも縄文人! ?」(参加者 5 4 名)を開催し、公民館事業に参加をしたことのない方が足を運んでいただける機会とするとともに、地域の歴史について改めて学ぶ機会となりました。 (イ) 第 3 次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 図書館・博物館との連携事業の一環として、個々の興味をさらに発展できるよう図書資料や検索方法について紹介しました(2 - 4)。また、聴覚障がい者と学ぶ成人学校では、新博物館開館に合わせ、新博物館ツアーや市内の博物館分館の見学会を実施し、学びの多様な機会提供の促進につなげました(3 - 2)。 イ 課題と方向性 (ア) デジタルディバイド解消のための人材育成は、公民館職員が主となっているため、地域による人材育成に向けて事業を展開します。 (イ) まるごと学都構想の実現に向けた図書館・博物館との連携事業を検討します。
公民館等長寿命化事業（継続） 設備機器（照明・トイレ）の中間改修を実施し、公民館等の長寿命化に向けて施設の機能を維持・回復 <具体的な進め方等> ・令和 5 年度は松南地区公民館、M ウイングの中間補修工事を実施。特に M ウイングは権利者の合意を得ながら 4 ヶ年の工事を計画的に実施	【第 3 次計画で主に関連する分野・方針】 4 - 5 社会教育関係施設の整備・充実

ア 事業の成果 (7) 事業の達成状況 松南地区公民館は、屋根・外壁補修の他、照明ＬＥＤ化、トイレ洋式化及び空調改修等を行い、建設から３４年経過し、老朽化した施設・設備の環境整備を完了しました。 Mウイング(中央公民館)は建設から２４年が経過し、大規模施設のため４ヵ年計画で利用者に配慮して工事を実施します。２年目となる本年度は、南棟廊下、階段等の照明のＬＥＤ化、トイレの洋式化と床、天井の補修をしました。あわせて次年度の工事である第３期中間改修工事の実施設計を行いました。 (1) 第３次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 松南地区公民館の中間改修工事とともに、南部図書館、松南地区地域づくりセンターの設備改修を行い、地区住民への利便性向上を図りました。(４－５) イ 課題と方向性 個別施設計画に基づき、当面は中間改修工事により、老朽化した施設・設備を更新していきます。	重要文化財旧松本高等学校校舎耐震事業(継続) 平成２８年度策定の保存活用計画等に基づき、平成３０年度から６ヵ年、耐震補強工事を実施 <具体的な進め方等> ・国庫補助事業計画に基づき、耐震補強工事(本館 期)を実施 ・美観向上整備(国庫補助)事業として本館北棟及び講堂の外壁塗装工事を実施 ・耐震工事が終了した本館西・北棟に、文化会館事務室及び図書室等などを移転	【第３次計画で主に関連する分野・方針】 ４－５ 社会教育関係施設等の整備・充実
ア 事業成果 (7) 事業の達成状況 a 耐震補強工事(本館 期)を実施し、耐震対策事業を完了しました。 b 外壁塗装工事(本館北棟・講堂棟)を実施し、令和元年度から開始した本館・講堂棟の外壁塗装改修事業を完了しました。 c 文化会館事務室、図書室等を元の場所へ移転し、令和６年度の全館開館の準備を完了しました。 (1) 第３次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 平成３０年度から６ヵ年計画で実施してきた耐震対策事業を完了し、文化財の保存とともに地域の学習・交流施設として整備を進めました。 また、博物館と共催で耐震補強工事見学会を開催し、地域の文化財を学び、地域に対する誇りや愛着を高める機会としました。(８－３、９－２) イ 課題と方向性 防火・防犯等の防災設備整備及び文化財建造物保存整備、施設利活用環境整備事業の実施のため、保存活用計画の見直しを行います。		

令和 5 年度事務事業報告

課名：中央図書館

1 事務事業の概要

図書館は、市民にとって単に本を借りるという場所だけでなく、もっと知りたい、もっと深めたいという興味・関心や好奇心を支え、多種多様な情報や学習機会を提供する生涯学習の拠点施設です。

社会の変化や市民ニーズを踏まえ、地域が抱える様々な課題の解決や暮らしに役立つ資料・情報の収集に努めるとともに、図書館自らが積極的に情報発信、提供を行い、新しいつながりや交流の拠点となるべく、市民の生涯を通じた学びを支える地域の情報拠点を目指します。

2 中央図書館の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	A	・松本市図書館未来プランの基本理念「出会う つながる ガク都の広場」を実現するため、地域で活躍している方を講師に招き、図書館が人と人をつなぐ場として「中央図書館トークライブ ライブラリレーまつもと」の定期的な開催を始めました。 ・地域に役立つ図書館を目指して、未来プラン施策の柱1「人と情報、情報と情報、人と人をつなぐ～ネットワークの強化～」に定める具体的な取組みである、ビジネス支援サービス、行政支援へのサービス、他機関との強化等を積極的に行い、未来プランの推進を図りました。 ・図書館利用者の利便性向上のため、松本市図書館利用者カード新規登録、利用者カードの更新（有効期間の更新、登録内容の変更）、デジとしょ信州（市町村と県による協働電子図書館）の利用登録について電子申請での受付を開始しました。 ・Wi-Fi未設置だったあがたの森図書館に設置が完了し、中央図書館及びすべての分館で自由に情報にアクセスできる環境が整備されました。 ・子どもの読書活動推進のため、サードブック事業として、公立小学校27校にブックセットを設置しました。
社会情勢への対応（任意）		視聴覚資料の貸出点数の上限増加と貸出期間の緩和について令和6年度当初から対応できるよう利用条件の見直しを進めました。 図書館利用カードの登録・更新及びデジとしょ信州の利用登録の電子申請を開始しました。
事務事業の効率化（任意）		図書館利用者が返却日の2カ月経過後も資料を延滞している場合、職員が電話で督促していましたが、電話督促の前に延滞を伝えるメールをシステムから自動送信し、電話連絡件数の縮小による督促業務の効率化を図りました。

3 令和5年度における重点目標の成果と課題

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

松本市図書館未来プランに基づく事業の推進（継続） 松本市図書館未来プランに位置付けられた施策の柱及び具体的な取組みに沿った事業及び基本理念の具現化のための取組みの推進 <具体的な進め方等> ・博物館・美術館・文書館とのMLA連携及び松本まると学都構想の視点による公民館・博物館との事業連携 ・ビジネス支援サービスを強化のためのビジネス支援関連コーナーの設置 ・行政支援のための利用方法の簡素化	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 4-2 リカレント教育の充実 4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実
---	--

・松本城三の丸エリアビジョンに基づく、三の丸エリア庁内プロジェクトチームとの連携 ・若者世代への広報強化のためのSNSでの情報発信 ・市民の利便性向上のためのサービスポイントの設置検討 ・毎月第4金曜日の全館休館日を利用した職員研修の実施及び図書館に関する研修会への職員派遣 ・図書館サービスの充実を図るための外部アドバイザー登用の検討	
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 中央図書館トークライブ ライブラリレーまつもとの開催により、今まで図書館に来館したことが無い方にも図書館へ来館してもらうことができました。また、ワークショップでは参加者同士のつながりが出来、人と人をつなぐ場として図書館を生かすことができました。 b 暮らしに役立つ図書館講座を新たに始め、現役世代が参加しやすい平日の夜に資産形成に関わるセミナーを開催しました。併せて関係する図書館資料の展示や資料案内の配布も行い、新規の利用登録及び資料の貸出につなげることができました。 c ビジネス支援として仕事サポートミニコーナーを設置し、仕事に関わる様々なテーマで資料の展示や、行政機関のビジネス関連のチラシを設置しました。また関連資料のガイドを作成し、定期的にホームページでその内容を発信しました。 d 行政への支援として、庁内への資料の貸出方法を見直しました。貸出期間を2週間から4週間へ延長、WEB予約や庁内連絡便を利用した貸出・返却も可能とし、利便性の向上に努めました。 e 職員研修は、毎月第4金曜日の全館休館日を利用し、庁内研修や外部講師を招聘した研修など合わせて年間11回行いました。また、ビジネス支援図書館推進協議会主催のビジネス・ライブラリアン講習に職員を派遣しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 a 仕事サポートミニコーナーに10テーマ、31展示を行い、ビジネス支援につながる情報提供を行いました。(4-2) b 学都松本推進事業の一環として、図書館と博物館の連携による学都松本の充実した社会教育施設をめぐる「親子ではじめての図書館と博物館ツアー」、図書館・松本城・博物館の連携による「お堀」をテーマに各施設をめぐる「松本城のお堀を極めるツアー」を開催しました。(4-3) c 公民館と分館が連携して講座を行いました。また昨年度に引き続き、MLA(博物館・図書館・文書館)連携として文書館主催の講座にパネリストとして参加しました。(4-3) d 昨年度に引き続き課題解決型図書館として実績のある札幌市から講師を招き、三の丸エリアプラットフォームメンバーを加えた意見交換を行いました。また、三の丸エリアプラットフォーム主催のシンポジウム「図書館から考える三の丸エリアと中心市街地のこれから」の開催に協力しました。(4-3) e Facebook 58件(フォロワー数484)、X(旧Twitter) 139件(フォロワー数104)の情報発信を行いました。(4-3)	
イ 課題と方向性 (ア) 松本市図書館の基本理念「出会う つながる ガク都の広場」の具現化のため、今後も市民に利用してもらえるよう積極的なサービス展開と情報発信・提供を行い、引き続き未来プランに沿ったサービスの充実に努めます。 (イ) 市民の利便性を高めるための村井駅及び四賀地区へのサービスポイントの設置については令和6年度10月開始を目標に、引き続き検討を進めます。 (ウ) 外部アドバイザー招聘についても引き続き検討を進めます。	

中央図書館の大規模改修（継続） 安全安心で快適な環境の整備及び市民の利便性向上のための大規模改修の検討 < 具体的な進め方等 > ・令和４年度に実施した劣化度調査を踏まえた中央図書館の改修のコンセプトの検討 ・有資格者によるアスベスト調査の実施 ・改修工事期間中も図書館サービス継続を目指した仮設図書館の設置の検討 ・駅周辺を候補地とした仮設図書館の設置の検討 ・改修工事等への民間活力の導入についての検討	【第３次計画で主に関連する分野・方針】 ４－３ 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 ４－５ 社会教育関係施設等の整備・充実
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 中央図書館の改修方針を検討するため、アスベスト調査を実施しました。 b 中央図書館と駅周辺や中心市街地の図書館との機能整理や工期スケジュールの検討を行いました。 (イ) 第３次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況より現状に即した改修を検討するため、公共施設マネジメント課と打ち合わせを行い、検討を重ねました。また、課内検討会議では改修に合わせたＩＣタグ導入のための業者によるデモを行い、導入に向けた検討を行いました。（４－５） イ 課題と方向性 利用者にとって安心安全である図書館に必要な改修に向けて検討を進めていきます。	
電子図書館の導入とＩＣＴの利活用（継続） 時間や空間の制約を受けず、誰でも気軽に情報にアクセスできる図書館サービスの充実、市民の情報拠点として迅速かつ正確で多種多様な情報を提供できる環境の整備 < 具体的な進め方等 > ・利用者カードの新規登録と更新手続きのオンライン申請の取組み ・協働電子図書館事業のより一層の利用促進に向けた広報の実施 ・オンラインデータベースの増加の検討 ・あがたの森図書館にＷｉＦｉ環境を整備 ・作業などの効率化による利用者の利便性向上を図るため、ＩＣタグの導入について研究	【第３次計画で主に関連する分野・方針】 ４－１ 社会教育活動の充実 ４－３ 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 ４－５ 社会教育関係施設等の整備・充実
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 利用登録（新規、更新）、電子図書館利用登録の電子申請を開始しました。 b 市民の課題解決に役立つ新たなデータベースを導入しました。（８種類→９種類） c あがたの森図書館にＷｉ－Ｆｉを設置しました。 (イ) 第３次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 a 利用登録の電子申請を開始し、来館しなくても図書館利用登録・更新の手続きができる環境を整備しました。（４－１、４－３） b 協働電子図書館の利用促進を行うとともに、新たに視覚に障害がある方のためのアクセシブルライブラリーの利用登録を開始しました。（４－１、４－３） イ 課題と方向性 (ア) 利用者の利便性向上と業務の効率化のため、ＩＣタグの導入について引き続き研究していきます。 (イ) データベースの拡充の検討と利用促進のための周知に努めます。 (ウ) 協働電子図書館は、利用者の需要等の把握に努めます。	

子どもの読書活動の推進（継続） 子どもが読書に親しめる環境づくり、子ども読書活動を担う人材が情報を共有、交流、協働して活動を高めていくための計画を推進 <具体的な進め方等> ・ サードブック事業を開始 ・ 中・高校生に向けて、ブックリストの作成等の支援事業 ・ 読書活動に意欲的にかかわる人材の養成、活躍の機会を創出 ・ 第2次学都松本子ども読書活動推進計画の評価・検証	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 1 - 2 乳幼児期の遊びと学びの充実 2 - 1 学童期の遊びと学びの充実 4 - 1 社会教育活動の充実 4 - 3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4 - 5 社会教育関係施設等の整備・充実
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a サードブック事業として、公立小学校27校にブックセットを設置しました。 b 子ども読書活動推進委員会において、第2次子ども読書活動推進計画の評価、検証を行いました。 c 中・高校生へのおすすめ本のリスト「TEEN'S BOOK」（第3弾）を作成し、中学校へ配布しました。併せて図書館ホームページにティーンズ向けのページを作成、トップページにバナーを貼付し、伝わりやすい情報提供に努めました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野 方針」との連携についての達成状況 a 学校と連携しながらサードブック事業を開始しました。（2 - 1、4 - 3） b 子ども読書活動推進委員と連携し、人材育成のため読み聞かせボランティア養成講座と子ども読書活動スキルアップ講座を計画的に実施しました。（1 - 2、4 - 1） イ 課題と方向性 (ア) 第2次子ども読書推進活動計画の評価、検証をもとに、今後の子どもの読書活動を推進していきます。 (イ) サードブック事業の効果、検証を引き続き行います。 (ウ) 第2次子ども読書推進活動計画の未実施事業について、計画策定時からの時代の変化に伴った検討を行います。	

令和5年度事務事業報告

課名： 文化財課

1 事務事業の概要

行政と市民が連携して文化財の保存活用を図り、次世代へ引き継いでいくため、松本市文化財保存活用地域計画に位置付けた各種事業を積極的に進めるとともに、その成果を市民に分かりやすく伝える講座や学習会、SNS等による情報発信を積極的に行います。

史跡松本城及び国宝松本城天守を確実に後世に守り伝えるため、歴史的遺構の復元・整備及び史跡内建造物の整備を進めます。また、今後必要となる整備事業の事業費について、庁内関係課と協力し、募金や寄付金などの新たな財源確保に取り組みます。併せて、歴史的資料の収集・保存・研究を計画的に進め、その成果を周知します。

歴史や文化を活かしたまちづくりを通じて、市民が地域に愛着や誇りを持ち、観光や産業といった経済振興にもつながるような、魅力ある地域づくりを目指します。

2 文化財課の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	A	・ SNS や動画投稿サイトによる情報発信の拡充により、フォロワー数や再生回数が着実に増加し、周知を高めることができました。 ・ 情報発信や普及公開事業の実施にあたっては、学都松本推進事業や博物館、図書館、他の自治体や関係機関との連携により、より多彩で広がりのある啓発を行いました。 ・ 住民主体による文化財の保存活用を拡大するため、まつもと文化遺産認定制度の周知と新規認定、補助金等による支援を図りました。 ・ 市域の文化財の中核をなす国指定文化財の今後の保存活用に向けて、史跡小笠原氏城跡と史跡松本城の整備基本計画を策定するとともに、特別名勝白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石の保存整備を完了しました。 ・ 松本城を将来に確実に継承していくための耐震・防災対策や堀浄化対策などの施策を進めました。 ・ 松本城南・西外堀復元事業は、事業主体のお城まちなみ創造本部と協力して実施し、往時の堀の姿をさぐるための発掘調査では多大な成果をおさめました。
社会情勢への対応（任意）		少子高齢化と価値観の多様化により、文化財の保存と継承がこれまで以上に厳しさを増す社会情勢にあるなか、SNSの活用など、世代や地域にとらわれない幅広い層を対象として情報発信を行い、松本市の歴史や文化財に関心を持ってもらうための取組みを継続していきます。 また、地域の文化財に親しむ機会を通じて、地域への愛着を高め育むことができるよう地域主体の取組みを支援していきます。
事務事業の効率化（任意）		複数の係や関係課で連携して進める整備基本計画策定作業や策定委員会の開催等について、庁内情報システムの回覧板による効率的な情報交換や、WEB会議と会場開催を併用した会議を開催する等、事務の効率化を図りました。

3 令和5年度における重点目標の成果と課題

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

文化財の魅力を市民に周知し理解を深めるための情報発信(継続)	【第3次計画で主に関連する分野・方針】
SNSのFacebook、InstagramやYouTube等を活用し文化財の魅力を幅広い世代に情報発信	2-1 学童期の遊びと学びの充実
	2-2 青年期の遊びと学びの充実
	2-4 多様な遊びと学びの機会の保障

<具体的な進め方等> ・SNS「まつもとの文化財」や市ホームページ等を活用した情報発信。文化財マップ併用で魅力発信 ・埋蔵文化財の発掘調査を、現地説明会や報告会・講演会の開催に加え、動画配信して成果を発信 ・市ホームページから閲覧可能な発掘調査報告書等の登録の推進と周知拡大	4 - 1 社会教育活動の充実 4 - 2 リカレント教育の充実 4 - 3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 5 - 1 環境教育活動の推進 8 - 3 地域づくりの推進 9 - 1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9 - 2 文化遺産の保存と活用
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a SNS「まつもとの文化財」は、指定文化財や埋蔵文化財の情報等年間508回の発信を行い、新たにFacebook66件、Instagram90件のフォロワーを獲得したほか、YouTubeの松本のシンカチャンネルを積極的に活用して、松本城の整備等の情報を随時発信しました。 b 文化財マップや源智の井戸パンフレットの増刷や内容更新を図り、観光案内所等と連携した配布により文化財の魅力を広く発信することができました。 c 埋蔵文化財の周知として発掘調査現地説明会を松本城南西外堀と弘法山古墳で実施し、のべ260人の参加を得た他、継続的に取り組む発掘調査報告会(参加148名)と成果の速報展を開催しました。また、報告会の動画記録をYouTubeで発信するため、編集作業を進めました。(令和6年度早期に発信予定) d 新たに2冊の発掘調査報告書データをインターネットに掲載し、市民や研究者等へ情報提供を進めました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 文書館が主催し、関係課(博物館・図書館・文化財課)が連携する歴史史料の在り方を考える講座に講師として協力しました。(4 - 1、4 - 3、9 - 1) 発掘報告会・速報展の開催について、長野県埋蔵文化財センターが市内を会場として行った県内遺跡の発掘報告会・速報展と日程を連携させ、また速報展を市立博物館市民交流広場を会場として夜9時まで行うことで、埋蔵文化財周知の効果を高めることができました。また、今年度から周辺市町村の成果も取り入れた連携展示や報告を開始しました。(2 - 4、4 - 1、4 - 2、4 - 3)	
イ 課題と方向性 博物館や図書館、公民館等との連携を深めることで、イベントの開催や文化財情報の発信の拡大に継続的に取り組む必要があります。	
まつもと文化遺産活用事業(継続) 松本市歴史文化基本構想及び松本市文化財保存活用地域計画に基づく、住民が地域の文化財を主体的に保存活用する取組みを支援、地域の活性化 <具体的な進め方等> ・まつもと文化遺産保存活用協議会でまつもと文化遺産の認定。認定団体等の活動に補助金等の支援 ・認定候補団体への活用策等の助言。ロゴマークの活用等による制度の周知拡大	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 1 - 1 子育て支援の充実 1 - 2 乳幼児期の遊びと学びの充実 1 - 3 子どもの居場所づくりの推進 4 - 1 社会教育活動の充実 4 - 3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 8 - 3 地域づくりの推進 9 - 1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9 - 2 文化遺産の保存と活用

	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 協議会を2回開催し、新たに「貞享騒動の記憶」をまつもと文化遺産に認定し、4団体の活動に補助金による支援を行いました。 b 保存活用団体が作成するパンフレットにロゴマークを活用してもらい、制度の周知を図りました。 c 市ホームページに、まつもと文化遺産の構成文化財(関連文化財群)や保存活用団体の取組みを掲載し、定期的にSNS「まつもとの文化財」で発信しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 地区公民館など社会教育機関と連携して、まつもと文化遺産の周知や活動の支援を行いました。(4-1、8-3、9-2) イ 課題と方向性 地域の文化財の保存活用は少子高齢化による担い手不足で一段と厳しさを増す状況ですが、隣接する地区のまつもと文化遺産どうしの連携や、広域的な遺産の認定等、より活用の幅を広げることで、地域の保存活用団体が活動を持続しやすくするなど、手法についても研究を進め、助言や支援を図ります。
	史跡整備事業の推進(継続) 国史跡の小笠原氏城跡及び弘法山古墳について、保存活用計画及び整備基本計画を策定し史跡を整備、保存活用。現地保存されている殿村遺跡の国史跡指定を目指した取組み。 <具体的な進め方等> ・史跡小笠原氏城跡整備基本計画の策定 ・史跡弘法山古墳の追加発掘調査の実施 ・殿村遺跡の史跡指定に向け、文化庁・長野県教育委員会との協議 【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 4-1 社会教育活動の充実 5-1 環境教育活動の推進 8-3 地域づくりの推進 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用
	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 史跡小笠原氏城跡整備基本計画を策定し、具体的な整備内容を定めました。令和6年度以降、国庫補助事業として整備に取り組みます。 b 弘法山古墳発掘調査は、予定していた範囲の調査を終了し、弘法山古墳の規模や構造などに関する重要な成果を得ることができました。 c 弘法山古墳は、現地説明会を3回実施し、成果の市民周知を図りました。(のべ約140名参加) d 殿村遺跡の史跡指定に向け、長野県教育委員会と協議を行いました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 弘法山古墳発掘調査の現地説明会を開催し、調査成果を市民に周知しました。(2-4、9-1、9-2) イ 課題と方向性 (ア) 整備基本計画に基づき、令和6年度から史跡小笠原氏城跡の整備に取り組みます。 (イ) 史跡弘法山古墳発掘調査の成果を令和6年度に取りまとめ、令和7年度に調査報告書として刊行します。 (ウ) 殿村遺跡の史跡指定に向け、文化庁の指定相当の埋蔵文化財リストへの掲載を目指します。

白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存整備事業(継続) 特別天然記念物を学びながら安全に見学できる観察路・安全柵・案内板などを設置・整備。令和6年度公開予定。 <具体的な進め方等> ・令和4年度設計に基づき、観察路設置等の整備 ・支障木伐採など見学エリアの環境整備 ・観光資源として活用を地域や関係機関と連携推進 ・旅館関係者や地元小学生対象の見学会を開催	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 4-1 社会教育活動の充実 5-1 環境教育活動の推進 8-3 地域づくりの推進 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 令和4年度実施の詳細設計に基づき、観察デッキ、案内板、安全柵を設置しました。 b 観察デッキからの眺望確保及び噴湯丘の保全を目的に支障木を伐採しました。文化財的価値が理解しやすいよう、噴湯丘上のコケや土砂、落葉等を除去しました。 c 現地見学が難しい冬季の来訪者でも文化財としての魅力が理解できるよう、地域の入り口となる観光案内所内の展示スペースの整備を行いました。 d 民間観光事業者や旅館従業員、市内35地区の公民館主事に、文化財としての魅力や有効な案内方法などについて研修会を行い、観光資源としての活用に向けた働きかけを行いました。 e 地元小学校及び市外団体に対し、噴湯丘発掘体験を含む2回の見学会を行い、文化財的価値への理解を深めました。 f リーフレットを制作し、11,000部を印刷しました。 g 整備の進捗状況や文化財としての魅力についてSNSで発信しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 (ア)-cの取り組みにより、地元まちづくり委員会で文化財を活用したイベントの企画につながりました。また、公民館主事が事業企画するうえで、文化財を地域資源として認識して取り入れる視点を持つきっかけをつくりました。(4-1、5-1、8-3)	
イ 課題と方向性 (ア) リーフレットは白骨温泉の各旅館及び市内主要施設に配布するとともに、市ホームページに掲載します。白骨温泉旅館組合にホームページへの掲載を依頼します。 (イ) 定期的に見学会等を開催し、地域住民の意識向上を図るとともに、市民に向け文化財としての魅力を発信していきます。 (ウ) 見学の支障となる噴湯丘上のコケ等は、見学エリアに限り除去作業を継続します。	
史跡松本城整備事業(継続) 史跡松本城を「幕末期」の姿に計画的に整備 ア 史跡松本城整備基本計画の策定 イ 黒門・太鼓門耐震対策事業 ウ 堀浄化対策事業(堀浚渫) エ 南・西外堀復元事業 <具体的な進め方等> ・史跡松本城整備基本計画は、今後10年間の「南・西外堀復元事業」及び「堀浚渫事業」に特化して策定 ・黒門・太鼓門耐震対策基本計画に基づく、太鼓門の耐震工事。令和5年度、袖堀の耐震工事。 ・令和5年度東内堀から堀浚渫事業に着手。令和11年度までの7年間で内堀・外堀・総堀の浚渫を完了 ・水をたたえた南・西外堀の復元に向け、調査研究を推進し、整備方針を検討(主管課:お城まちなみ創造本部)。新たな空間の回遊性を創出、三の丸エリアビジョンの実現。	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 4-1 社会教育活動の充実 4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用 9-3 表現・学習・交流・鑑賞の場づくりの推進

	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 史跡松本城整備基本計画は、有識者会議での協議を踏まえ、パブリックコメントを実施し、策定しました。 b 太鼓門の耐震対策工事は、袖壁の耐震補強、漆喰補修を実施しました。 c 堀浚渫事業は、内堀東部の3,480㎡を浚渫しました。 d 南・西外堀の復元に向け、基礎資料を得るための発掘調査を実施し、往時の堀形状を確認しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 堀浚渫事業では、YouTubeでの解説、図書館、博物館と連携した学都松本推進事業講座（参加25名）や現場見学会（参加120名）をおこなうなど、学びの場として活用し、積極的に情報発信するとともに、連携して事業を市民に周知しました。 （2-4、4-1、9-1、9-2）
	イ 課題と方向性 堀浚渫事業は、令和11年度の完了を目指し、引き続き国庫補助を活用しながら、事業を実施します。 南・西外堀復元事業は、発掘調査を行いながら、水をたたえた堀の復元にむけた調査研究を継続します。
国宝松本城天守整備事業（継続） 国宝松本城天守の整備。国宝松本城天守耐震対策事業と松本城防災設備整備事業の推進 ＜具体的な進め方等＞ ・国宝松本城天守耐震対策事業は、天守及び石垣の耐震対策補強案の検討を行い、令和5年度に天守耐震対策基本計画を策定。令和9年度工事着手を目標 ・国宝松本城天守防災整備事業は、屋外消火栓用の既設ポンプ室と既設配管の改修。（令和6年度完了予定）	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 4-1 社会教育活動の充実 4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用 9-3 表現・学習・交流・鑑賞の場づくりの推進
	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 国宝松本城天守耐震対策事業は、有識者会議および、文化庁との協議を実施しました。 b 上部構造の補強に鉄骨を用いる方向性を決めました。 c 基礎部の対策は、複数案を検討しています。 d 国宝松本城天守防災設備事業は、昭和30年頃に設置した既設ポンプ室と既設配管を改修し、防災対策を充実させました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 天守ナイトツアー（参加73名）など、天守内を学びの場として活用するとともに、スプリンクラーや簡易消火栓などの消火設備を見学し、参加者の文化財保存への理解も深めました。 （2-4、4-1、9-1、9-2）
	イ 課題と方向性 天守耐震対策事業は、史跡への影響が大きいことから、文化庁史跡部門との協議を行っていきます。また、史跡への影響範囲を確認するため、発掘調査を実施します。

令和5年度事務事業報告

課名： 博物館

1 博物館の概要

博物館は、市域の歴史、民俗、産業、自然等の資料を収集保管し、市民の学習に供することにより松本市の発展に寄与することを目的とする社会教育機関です。平成12年に策定した「松本まると博物館構想」の理念のもと、多くの世代が気軽に学習に利用できる環境を整えるため、展覧会や講座のほか、多様な情報発信を通して松本について学ぶ機会を提供し、市民の皆さんとともに学びの成果を地域の発展に活かしていきます。新博物館（本館）の開館を契機に、他の博物館や地域の多様な主体と連携・協力による文化観光の推進を図り、地域の活力向上に取り組みます。松本まると学都構想の視点から、博物館・公民館・図書館で話合いの場を設け、具体的な連携事業を検討します。

2 博物館の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	B	・令和5年10月に新しい市立博物館のオープンを迎え、開館記念特別展や常設展に多くの市民が訪れるとともに、関連イベントについては、関係する市民の参加を得ながら、盛大に開催することができました。 ・博物館1階スペースでの多様なイベントの開催で市民・観光客・企業の交流と街なかのにぎわい創出に貢献しました。1階子ども向け展示室「アソビバ」は、県内博物館では初となる子ども向け展示体験施設として、連日多くの利用者で賑わう人気スポットとなりました。 ・2階特別展示室で開催した、開館記念特別展第1弾「まつもと博覧会」では、松本城を保存した歴史や市民の活躍を紹介するとともに、企業や作家と連携し、今の松本の素晴らしさを展示することができ、多くの観覧者が来館しました。第2弾の「至極の大衆文化—浮世絵」では、三大コレクションの一つ酒井コレクションを紹介しました。絵と連動する暮らしの道具を展示するなど、博物館ならではの展示を行い、松本の文化の高さを、市民、観光客、外国人に広めました。 ・国宝旧開智学校校舎の耐震・防災設備工事を計画的に進めました。 ・博物館分館の管理運営のあり方の検討を進めるとともに、旧博物館の解体準備を進めました。 ・前年度から継続して、分館の料金体系の見直しや休館日変更、指定管理への移行等、あり方についての総合的な見直しを実施しましたが、本年中に実現できた施策はありませんでした。
社会情勢への対応（任意）		三の丸エリアに新たに動き出した市立博物館において、通年的なワークショップや指定管理者によるにぎわい創出事業を継続的に行うことで、あらゆる世代の学びと、市民・観光客・企業の交流が活発になることを目指しました。
事務事業の効率化（任意）		大規模な新博物館（本館）の運営初年度を見据え、本館と分館の職員配置を見直し、また予算事務等の集中化を進めたことで、博物館全体の効率化をはかりました。

3 令和5年度における重点目標の成果と課題

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

松本市立博物館本館のリニューアルオープン（継続） 「松本まると博物館」の拠点施設として、人々が集い松本の魅力を発信するため、令和5年10月7日の開館、特別展・関連事業の開催、指定管理者との調整を行う。 <具体的な進め方等> ・開館記念特別展の開催。企業や他の博物館と連携 ・アソシエイトプロデューサーの活用 ・指定管理者と連携	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 4-2 リカレント教育の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実 9-1 文化芸術・歴史の魅力を発信
--	--

・地元高校・大学、伝統行事の継承団体と連携	
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 開館記念特別展(「まつもと博覧会展」及び「浮世絵展」)を、企業や他の博物館と連携し、松本の魅力を発信する展示として開催するとともに、関連事業も多数開催しました。また、開館記念行事は、高校生や大学生、伝統行事を継承する地域の団体等に出演を依頼し、10月から12月の週末を中心に実施し、博物館開館の周知に一定の効果を果たしました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 二つの特別展と関連イベントで30を超える市民・学校・企業・団体が参加し、松本の魅力や、地域の歴史や文化を発信しました。(9-1)	
イ 課題と方向性 オープン翌年度以降も、多くの市民が継続的に歴史文化の学びやまちづくりを発信する場所として、市立博物館を活用するための仕組みを作っていきます。	
松本市立博物館本館1階のにぎわい創出事業(新規) 博物館1階を「人と人、人とまち」をつなぐ松本のハブとして位置づけ、交流の中から新たな価値が生まれ、まちの賑わいを創出するための事業を展開。 <具体的な進め方等> ・観光客・学校向けワークショップの実施 ・ウィンドーギャラリーの活用 ・市民学芸員、博物館友の会と連携した展示ガイド ・エントランスホールを活用したイベントや夜間開館実施	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実 9-3 表現・学習・交流・鑑賞の場づくりの推進 9-1 文化芸術・歴史の魅力を発信
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 ワークショップの実施、市民学芸員、博物館友の会と連携した展示案内ガイドの実施、エントランスホールを活用したピアノ演奏、松本城と連携したナイトツアー(夜間開館)など、まちとのつながりを高める施策に取り組みました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 指定管理者自主事業、庁内外企画事業を調整し週末を中心にイベントを実施しました。希望する団体に展示案内ボランティアを調整配置し、また「てまり」「カータリ」など通年のメニューで毎週10～40人規模でワークショップ開催するなど、学習・交流の場づくりを推進しました。(4-5、9-3)	
イ 課題と方向性 引き続き、1階のにぎわい創出につながる多様な事業を、市民学芸員、博物館友の会、指定管理者と連携しながら進めます。	
国宝旧開智学校校舎保存活用事業(継続) 校舎の耐震対策工事、防災設備整備 校舎休館中の展示と工事に関する情報発信 松本城三の丸エリアビジョンに係る取組み <具体的な進め方等> ・計画的な耐震対策工事及び防災設備整備 ・工事見学会や速報展を開催、学都松本の象徴としての多様な情報を発信 ・松本城三の丸エリアビジョン実現のための施策について関係部署と連携を図る	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 9-1 文化芸術・歴史の魅力を発信 9-2 文化遺産の保存と活用

	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 耐震対策工事、防災設備整備を実施しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 a 開智学校開校150周年記念に係る展示等の事業を行い、開智学校の歴史を学び価値を再認識する契機を提供しました。(9-1、9-2) b 旧司祭館での校舎の紹介展示(紹介動画放映等)を行い、来館者に好評でした。(9-2) c 校舎の紹介展示や大学研究室による校舎の調査研究により、歴史・文化財に触れる機会を創出し、その魅力・価値を発信しました。(9-1、9-2) d 「旧開智学校界隈」における三の丸エリアビジョン実現に向け、庁内部署との情報交換やシンポジウム開催に協力しました。(9-2) イ 課題と方向性 (ア) 引き続き耐震対策工事、防災設備整備を進め、再開館後には展示等による校舎の魅力・価値の発信を行い、歴史文化に触れる機会の創出、文化財保護意識の醸成を図ります。 (イ) 国宝松本城との連携事業を検討し、市内外からの誘客促進を図ります。
	博物館施設の管理運営のあり方(継続) 分館の管理運営のあり方の検討、及び文化財建造物系の施設に建築士を配置する仕組みの検討。 <具体的な進め方等> ・分館を博物館法に基づく施設、文化財保護法等に基づく建造物、その他に整理して管理運営のあり方を検討 ・分館の無料化・休館日変更・事業の見直しを検討 ・所管外の文化財施設の管理運営について関係課と協議 ・学芸員等の計画的採用と人材育成。 [第3次計画で主に関連する分野・方針] 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実 9-2 文化遺産の保存と活用
	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 考古博物館のあり方について文化財課と協議するとともに、老朽化した施設の応急的改修に着手しました。 b 安曇資料館の管理運営のあり方について、地元町会や地域づくりセンターと協議し博物館施設としての廃止の方向について意見交換を行いました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 令和5年10月に開館した新博物館と分館等が連携して、効果的な施設の管理運営につなげるための検討を進めました。(4-5) イ 課題と方向性 (ア) 分館の無料化と休日変更について十分な周知期間をとった行程表を作ります。 (イ) 考古博物館のあり方について引き続き文化財課と協議し、文化財課移管の場合の課題整理と当面の応急的改修を進めます。 (ウ) 安曇資料館のあり方について引き続き検討し、施設廃止等の行程表を作るとともに、収蔵資料の活用方法について検討します。 (エ) 文化財建造物系の施設の管理のあり方について問題意識醸成のため幅広く担当部署との協議を続けます。
	旧博物館施設の解体準備(継続) 個別施設計画に基づき旧博物館及び収蔵施設の解体準備を進める。 <具体的な進め方等> ・松本城整備研究会に報告 ・令和5年度実施設計、令和6年度工事着手を目指す ・解体後の史跡整備 ・活用等は関係部局と協議 [第3次計画で主に関連する分野・方針] 9-2 文化遺産の保存と活用

ア 事業成果

(ア) 事業の達成状況

解体工事の実施設計業務委託の中で、建物解体範囲、解体方法及び搬出入経路・観光客導線等を検討しました。

(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況
文化庁調査官の現地指導を受け、史跡松本城の保護を前提として事業を検討しました。

(9 - 2)

イ 課題と方向性

史跡整備事業や松本城公園内でのイベント等と調整を図りながら、令和6年度後半から令和7年度にかけて解体工事を進めます。

教育委員会資料
6. 3. 21
学校教育課

報告第 3 号

並柳小学校における器物破損事案について

1 趣旨

並柳小学校での授業中における児童による器物破損事案について、報告するものです。

2 事故の概要

(1) 発生日時

令和6年2月26日（月）11時25分頃 天候：晴れ

(2) 発生場所（位置図：裏面のとおり）

並柳小学校（松本市並柳4丁目9番1号）北側 民間事業所駐車場

(3) 当事者及び被害の状況

ア 相手方 民間事業所（事業所所有の車両）

人身 なし

物損 ボンネットへの石による落書き傷

イ 当方 並柳小学校児童、担任

(4) 事故の状況

ア 授業中に、児童が友人とのトラブルから激高し、教室を飛び出し、石垣及びフェンスを越えて校地外の市道に出てしまい、隣接する事業所に駐車中の車両に、石で落書きをしてしまう器物破損事案が発生したものの。

イ 担任は、教室を飛び出した児童を追いかけて、校地に戻るよう説得したものの、児童が校地を取り囲む道路を移動したことから、応援職員を呼ぼうと職員室に向かい、児童との距離が遠くなったところで、児童が車両へ落書きしたものの。

3 今後の対応

(1) 相手方には、誠意をもって対応します。

(2) 再発防止のため、児童に自分の感情が高まってしまった時の対処の仕方を学び、実践していくことや勝手に学校外の敷地へ出ないことを指導するとともに、同様の事案には複数人で対応を行うよう学校に周知し、安全管理を徹底します。

(3) 次期開催の経済文教委員協議会へ報告します。

担当

学校教育課 課長 清沢 卓子 電話 33-9846

学校支援室 室長 坂口 俊樹 電話 33-4397

現場位置図

